

かすかべ



ハーモニープラン

(第3次春日部市男女共同参画基本計画)



認め合い、響き合い、
だれもがともに活躍するまち

2023年度(令和5年度) → 2027年度(令和9年度)

2023年(令和5年)3月

春日部市

「認め合い、響き合い、
だれもがともに活躍するまち」を目指して

本市は、2018年（平成30年）3月に「第2次春日部市男女共同参画基本計画」を策定し、男女がお互いの人格を認め合い、尊重し合って、一人ひとりが自分らしく積極的にいきいきと暮らせるまちを目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。



一方、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用面や生活面で強い影響をもたらし、ポストコロナに向けて、幅広い政策分野でジェンダー平等の視点を取り入れることの必要性が再認識されたところです。

このような中、「第2次計画」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や、新たな課題に的確に対応するため、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間を計画期間とする「かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）」を策定いたしました。

この計画では、「第2次計画」の目指す方向性を踏襲しつつ、性の多様性の尊重や困難な問題を抱えている女性に対する支援の内容を盛り込むなど「認め合い、響き合い、だれもがともに活躍するまち」の実現を目指してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、また熱心なご審議をいただきました春日部市男女共同参画推進審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

2023年（令和5年）3月

春日部市長 岩谷一弘

春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです-

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして
このまちで
ともに生きましょう



(令和3年1月制定)

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 男女共同参画社会の意義について	1
(2) 男女共同参画基本計画策定の背景と目的について	3
2 本計画の位置付け	5
3 計画期間	6
4 計画策定体制	7
第2章 本市の現状及び課題	8
1 統計データから見る本市の現状	8
(1) 世帯構成に関する統計データ	8
(2) 就業状況に関する統計データ	9
(3) 審議会等に関する統計データ	11
(4) DV相談などに関する統計データ	13
2 市民意識調査から見る本市の現状	14
(1) 調査概要について	14
(2) 調査結果について	15
3 市民ワークショップから見る本市の現状	26
(1) 市民ワークショップの概要	26
(2) 主な意見	26
4 前計画期間中の評価及び課題	28
(1) 人権の尊重	28
(2) 社会のあらゆる分野での格差是正	28
(3) 配偶者などからの暴力などの防止	29
(4) 家庭とその他の活動との両立	29
(5) 男女の健康と権利の尊重	29
(6) 国際社会との協調	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 目指す姿	31
2 本計画の全体像及び目標	32
(1) 本計画の全体像	32
(2) 本計画の目標	33
3 計画体系	35

第4章 施策の展開	36
計画書の見方	36
目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり	37
目標2 だれもがともに活躍するまちづくり	42
目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり	53
目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり	61
第5章 計画推進に向けて	65
1 計画の推進体制	65
(1) 全庁的な施策の推進	65
(2) 春日部市男女共同参画推進審議会の意見の反映	65
(3) 市民や事業者及び関係機関などとの連携	65
(4) 春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」による男女共同参画の推進	66
2 計画の進行管理	67
資料編	68
1 計画策定までの経過	68
2 諮問・答申	69
3 男女共同参画に関わる国内外の動向	72
4 男女共同参画社会基本法	81
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	87
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	101
7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	114
8 埼玉県男女共同参画推進条例	122
9 春日部市男女共同参画推進条例	126
10 春日部市男女共同参画推進審議会条例	129
11 春日部市男女共同参画推進審議会委員名簿	131
12 春日部市男女共同参画行政推進会議要綱	132
13 用語集	134

※ 本計画に掲載している情報は、令和5年2月16日時点のものです。

1 計画策定の趣旨

(1) 男女共同参画社会の意義について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条第1号）と記載しています。

また、国の第5次男女共同参画基本計画においては、目指すべき社会として、以下の4つが、また、基本的な視点及び取り組むべき事項として10項目（以下「基本的な10の視点」という。）が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※SDGs：2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（令和12年）までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されている。（30頁参照）。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5次男女共同参画基本計画に示す基本的な10の視点

① あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠である。また、若年代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。

② 性別に偏りが無い社会の実現

指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{*}も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。

③ 家庭や地域での男女共同参画の推進

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{*}が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。

④ 健康で、活躍し続けられる環境の整備

人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。

⑤ 科学技術の発展による取組の推進

AI^{*}、IoT^{*}等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

⑥ 女性へのあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。

⑦ 困難を抱える女性等への支援

多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

⑧ 男女共同参画の視点による防災対策

頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。

⑨ 地域の主体的な取組の推進

地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。

⑩ 男女共同参画を牽引する人材の育成

①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

※無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。

※AI：Artificial Intelligenceの略語。人工知能のこと。

※IoT：Internet of Thingsの略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタなどに限られていたが、近年では様々なモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

(2) 男女共同参画基本計画策定の背景と目的について

本市では、2006年度（平成18年度）に春日部市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、2007年（平成19年）4月から施行しています。この条例で男女共同参画社会の構築による豊かで活力あるまち春日部の実現に向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取組を行うことを定めました。

春日部市男女共同参画推進条例に示す6つの基本理念 （以下「条例の6つの基本理念」という。）

（基本理念）

① 人権の尊重

男女が性別によって差別されることがなく、人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。

② 社会のあらゆる分野での格差是正

男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。

③ 配偶者等からの暴力などの防止

配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。

④ 家庭とその他の活動との両立

社会における制度及び慣行が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。

⑤ 男女の健康と権利の尊重

男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利[※]が尊重されること。

⑥ 国際社会との協調

国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な外国人へ配慮すること。

※性と生殖に関する健康と権利：性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、1994年（平成6年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

2008年（平成20年）3月に条例に基づき、春日部市男女共同参画基本計画を策定し、2013年（平成25年）3月に、社会情勢の変化、2011年（平成23年）3月の東日本大震災の教訓による防災・災害復興における男女共同参画の視点の必要性など新たな課題へ対応するため計画の見直しを実施し、男女共同参画社会の実現のための取組を行ってきました。その後、2018年（平成30年）3月に第2次春日部市男女共同参画基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、男女がお互いの人格を認め合い、尊重しあって、一人ひとりが自分らしく積極的にいきいきと暮らせるまちを目指して、様々な施策を進めてきました。

一方、国においては、2016年（平成28年）4月から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が完全施行され、2018年（平成30年）6月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立するなど、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しています。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

さらに、2001年（平成13年）10月から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）が施行され、数々の取組が行われていますが、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV※」という。）の増加、深刻化が懸念されています。

また、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与え、正規・非正規雇用者の所得格差が顕在化するとともに、雇用における男女間の格差も再認識されています。

このような中、2022年（令和4年）5月、困難な問題を抱える女性※への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）が成立しました。

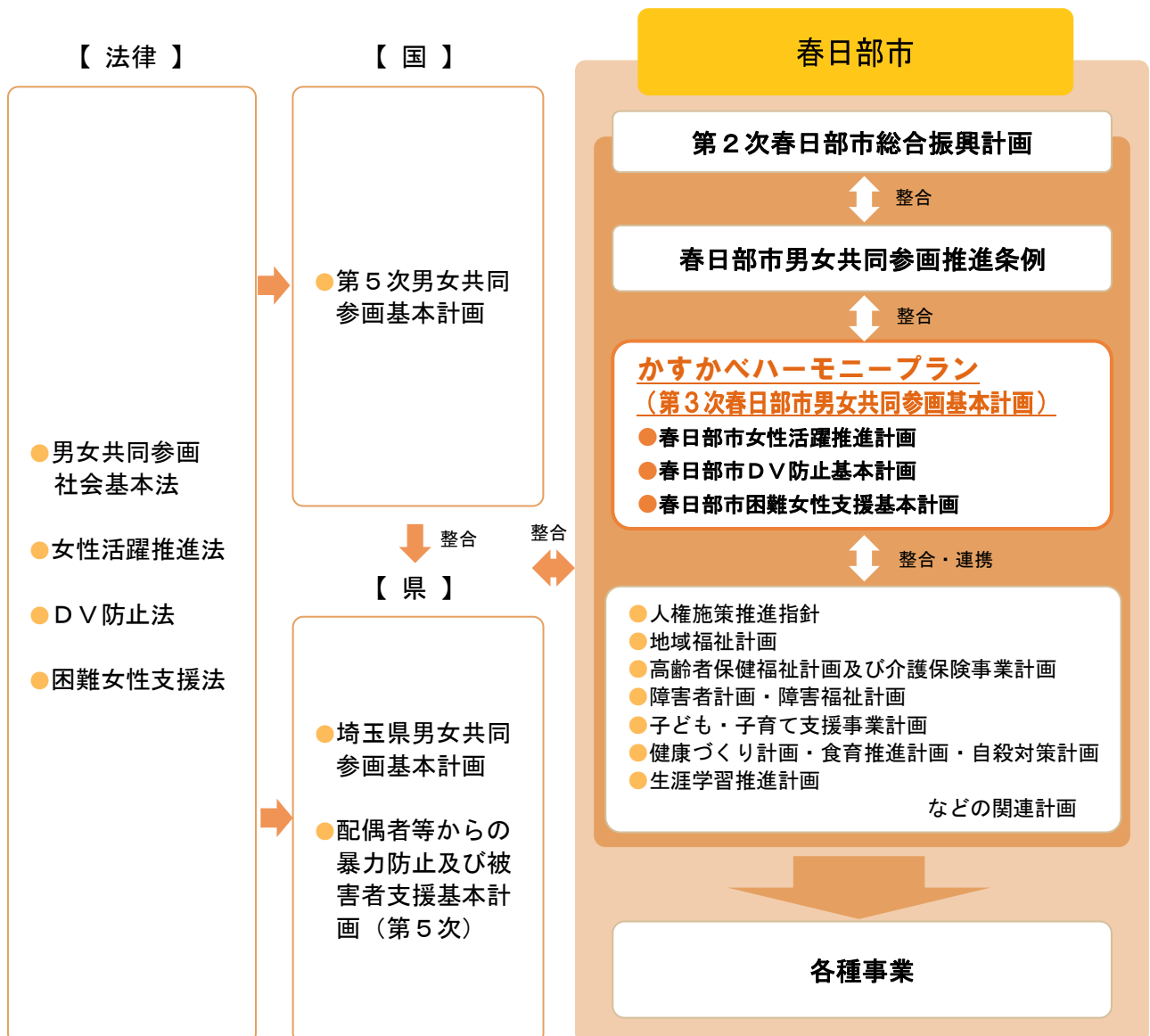
本市ではこうした現状を踏まえて、前計画の計画期間の満了にあたり、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などによる新たな課題に対応するため、かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）（以下「本計画」という。）を策定しました。

※DV：Domestic Violence の略語。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある、またはあった者から振られる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

※困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）のこと。

2 / 本計画の位置付け

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び条例第12条に規定する男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- ② 国の第5次男女共同参画基本計画及び埼玉県男女共同参画基本計画との整合を図り、第2次春日部市総合振興計画をはじめとした関連計画との調和を持たせた計画です。
- ③ 女性活躍推進法第6条第2項に規定する春日部市女性活躍推進計画を包含する計画です。
- ④ DV防止法第2条の3第3項に規定する春日部市DV防止基本計画を包含する計画です。
- ⑤ 困難女性支援法第8条第3項に規定する春日部市困難女性支援基本計画を包含する計画です。



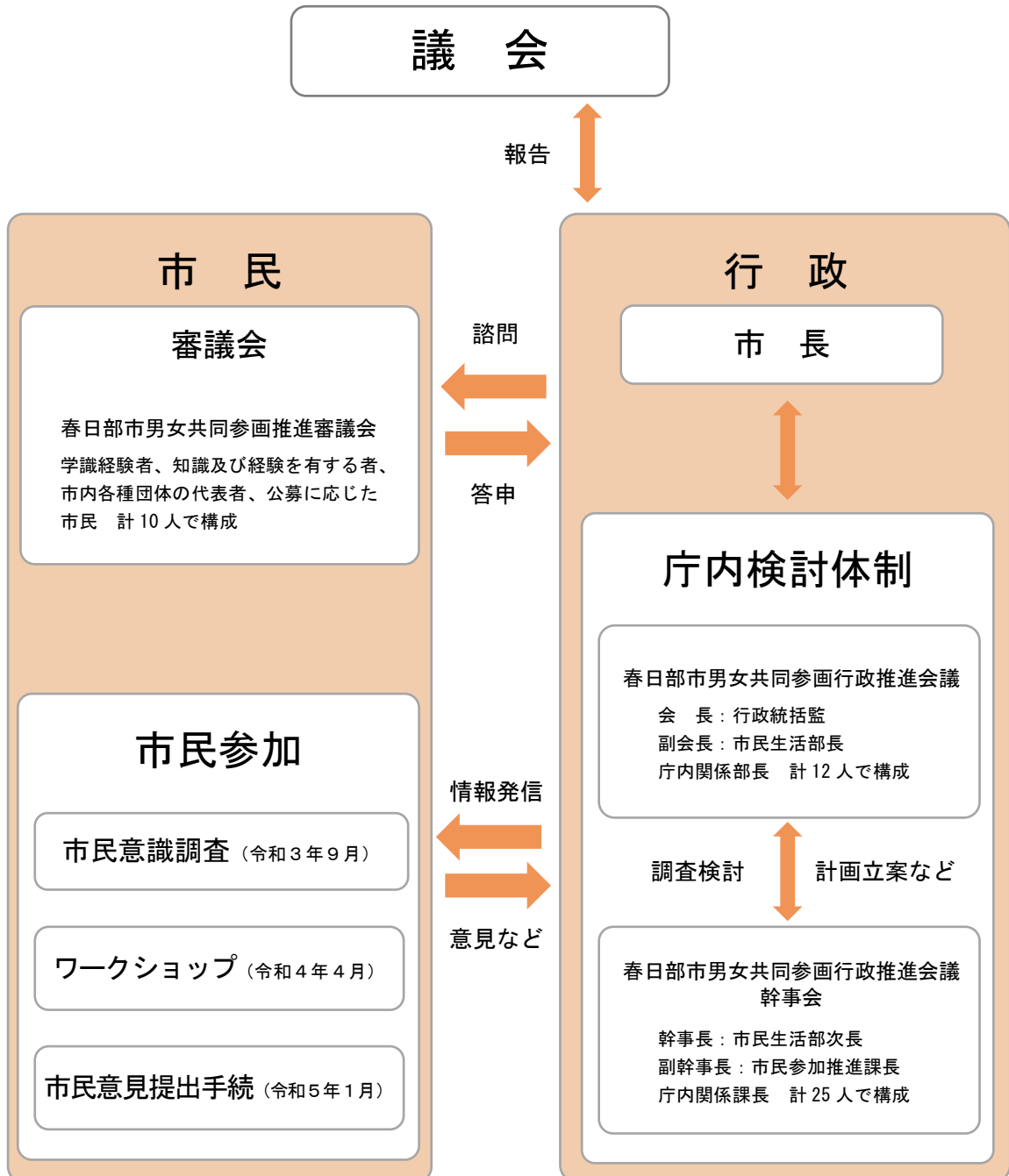
3 / 計画期間

本計画の計画期間は2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とします。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
第2次春日部市総合振興計画						
前期基本計画		後期基本計画				
第2次計画		かすかべハーモニープラン (第3次春日部市男女共同参画基本計画)				
第5次男女共同参画基本計画 【国】						
埼玉県男女共同参画基本計画 【埼玉県】						
配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第5次)【埼玉県】						

4 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者及び市民で組織された春日部市男女共同参画推進審議会及び庁内関係部課長などで組織された春日部市男女共同参画行政推進会議において検討するとともに、市民の意見を取り入れながら計画を策定しました。



第2章

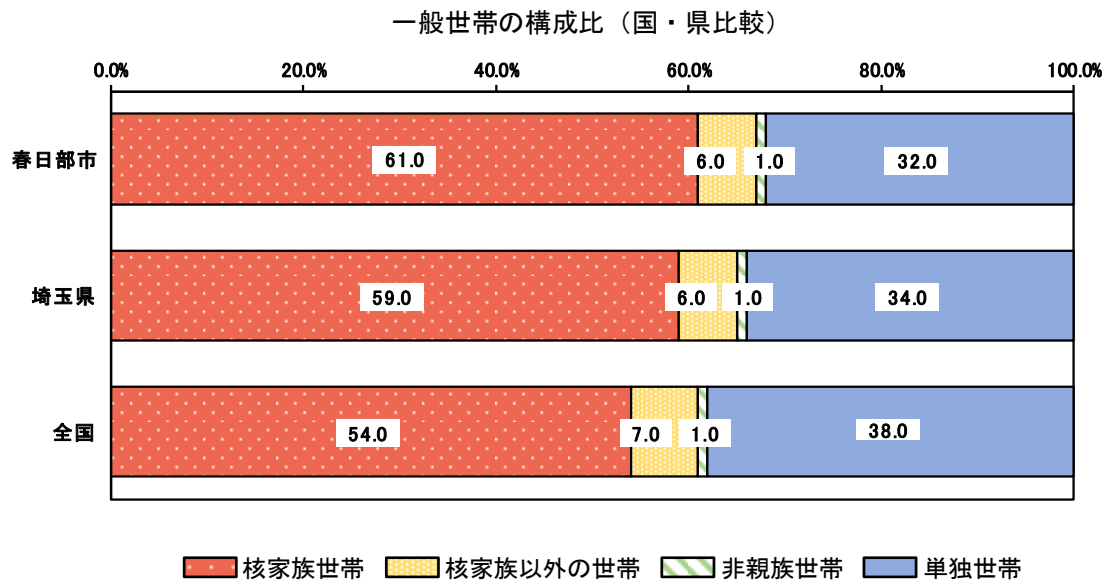
本市の現状及び課題

1 統計データから見る本市の現状

(1) 世帯構成に関する統計データ

① 一般世帯の構成比（国・県比較）

一般世帯の構成比をみると、本市の核家族世帯の割合は61.0%であり、埼玉県、全国を上回っています。

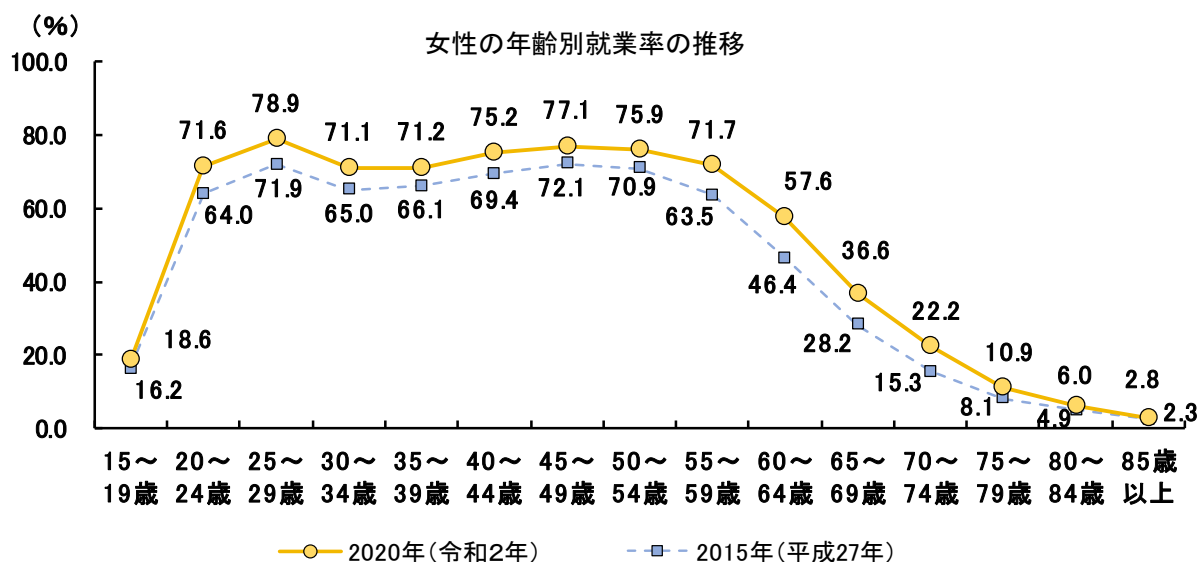


資料：国勢調査（2020年（令和2年））

(2) 就業状況に関する統計データ

① 女性の年齢別就業率の推移

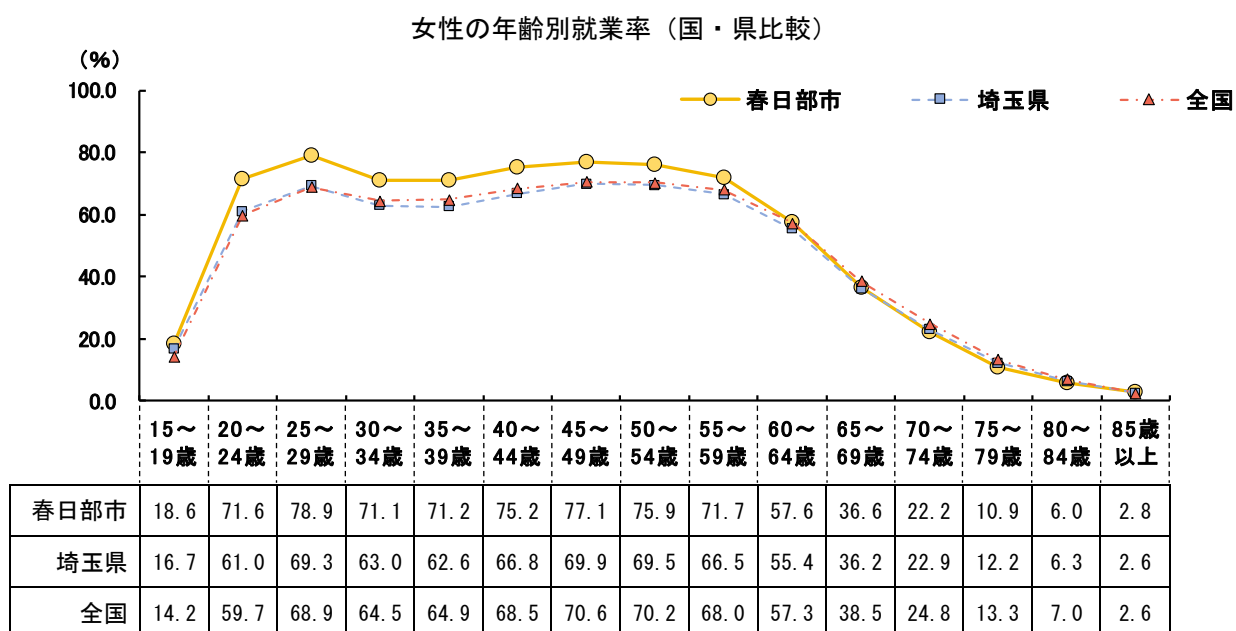
女性の年齢別就業率の推移をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい20歳代後半から30歳代までの就業率は2015年（平成27年）に比べ2020年（令和2年）で上昇しており、全体的に就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（2020年（令和2年））

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

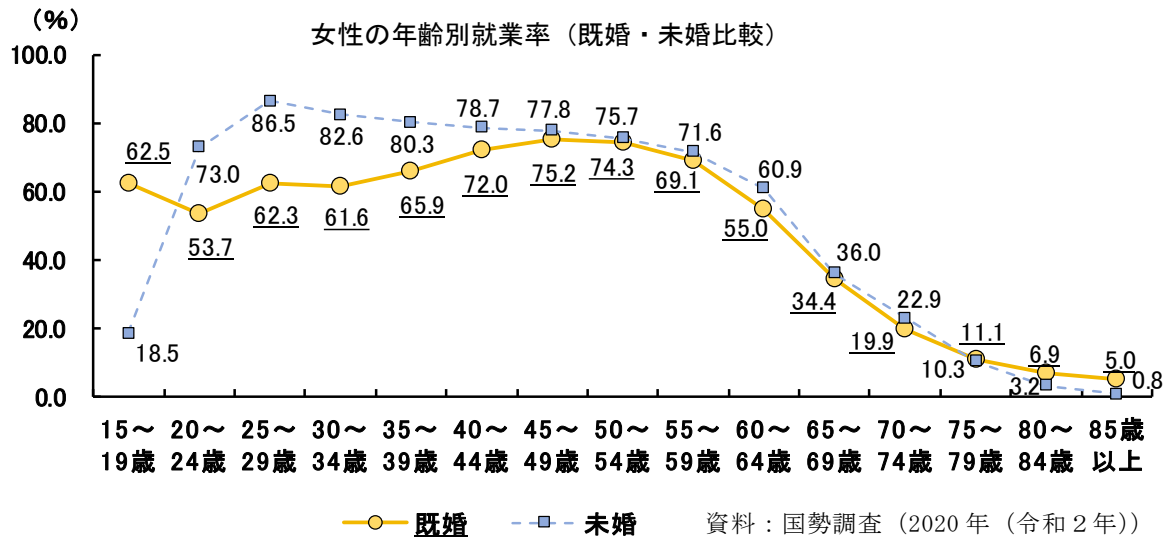
女性の年齢別就業率（国・県比較）をみると、65歳から84歳までを除いた各年代では本市は埼玉県、全国よりも高くなっています。



資料：国勢調査（2020年（令和2年））

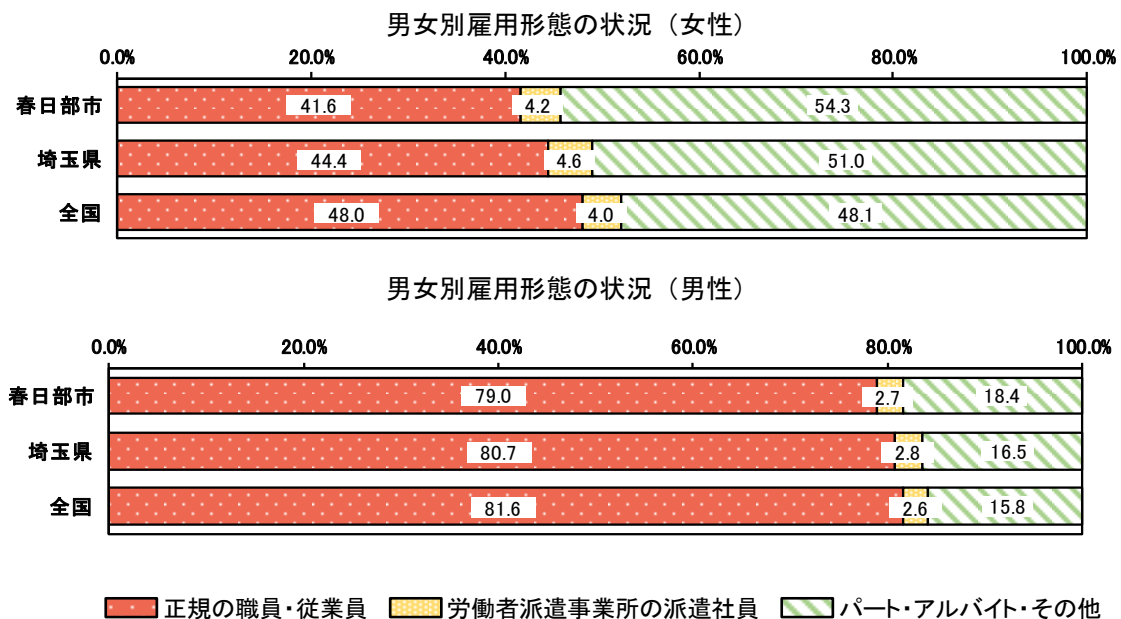
③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）をみると、既婚の就業率は20歳から40歳までは未婚より大きく下回っており、45歳から49歳までをピークに段々と低くなっています。



④ 男女別雇用形態の状況（国・県比較）

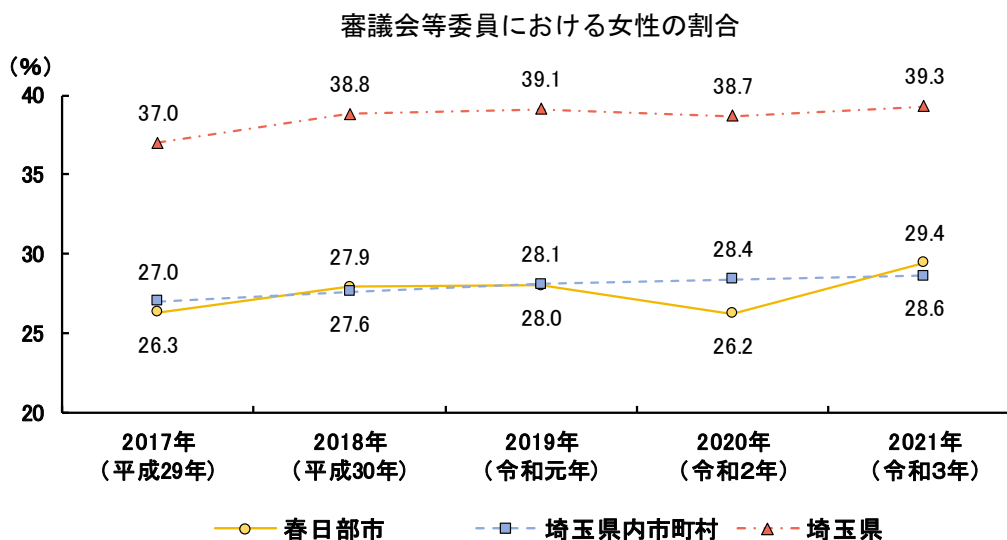
男女別雇用形態をみると、本市内で働く正規の職員・従業員の割合は、男女ともに埼玉県、全国よりも低くなっています。



(3) 審議会等に関する統計データ

① 審議会等委員における女性比率の推移

審議会等における女性比率の推移をみると、本市は埼玉県内市町村と同程度の割合で推移しています。



資料：埼玉県資料（各年4月1日現在、本市は3月31日現在）

② 委員会における女性比率

委員会における女性比率は、人事委員会（公平委員会）を除き、30%以下となっています。

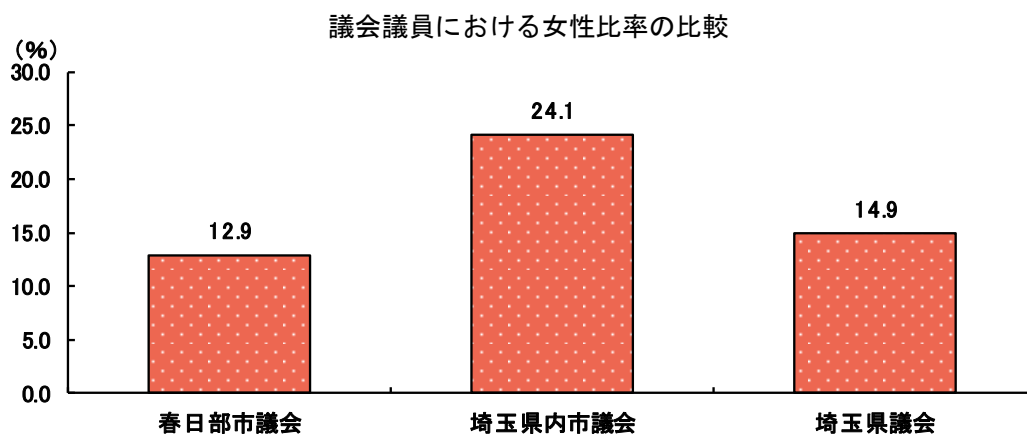
委員会における女性比率

委員会名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性比率 (%)
教育委員会	5	1	20.0
選挙管理委員会	4	1	25.0
人事委員会（公平委員会）	3	1	33.3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	19	3	15.8
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0

資料：庁内資料（2022年（令和4年）4月1日現在）

③ 議会議員における女性比率の比較

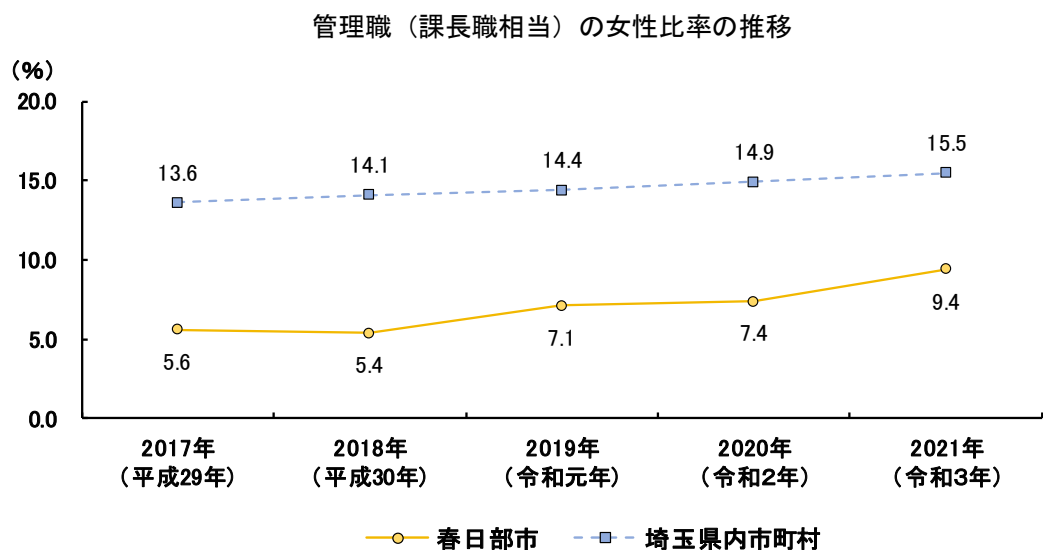
本市の議会議員における女性比率をみると、埼玉県内市、埼玉県と比べて低い割合となっています。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(2021年(令和3年)12月31日現在)

④ 管理職（課長職相当）の女性比率の推移

本市の管理職（課長職相当）の女性比率の推移をみると、年々増加していますが、埼玉県内市町村より低い割合となっています。

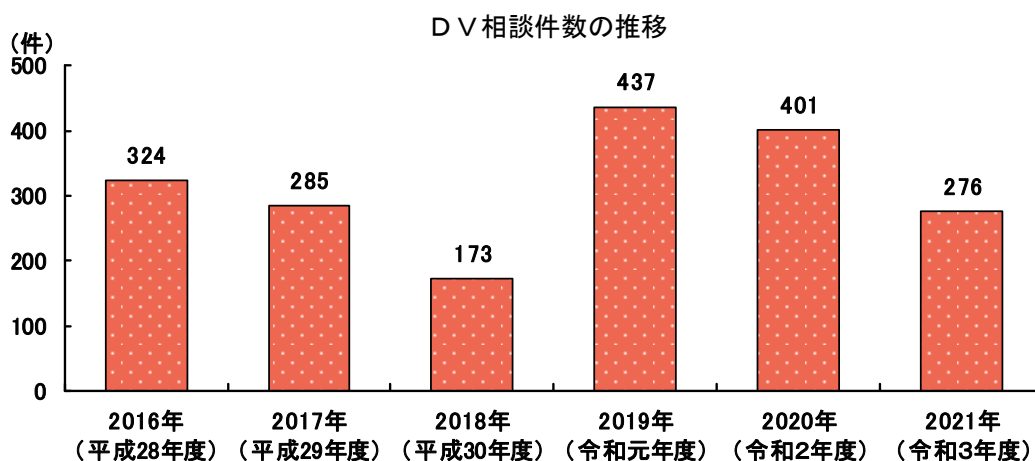


資料：埼玉県資料（各年4月1日現在）

(4) DV相談などに関する統計データ

① DV相談件数の推移

本市のDV相談件数の推移をみると、2016年（平成28年）から2018年（平成30年）にかけて減少傾向になっていましたが、2019年（令和元年）及び2020年（令和2年）は件数が増加しています。



資料：庁内資料（各年3月31日現在）

[コラム]

新型コロナウイルス感染症の流行下（以下「コロナ禍」という。）のDV

コロナ禍のDV（配偶者暴力）相談件数は増加しており、全国の配偶者暴力相談支援センター※と後述する「DV相談^{プラス}」に寄せられた相談件数を合わせると、令和2（2020）年度は19万0,030件で、前年度比で約1.6倍に増加しています。

また、警察庁が令和3（2021）年3月に公表した配偶者からの暴力事案等の相談等状況を見ると、令和2（2020）年の相談等件数は8万2,643件（前年比+436件、+0.5%）となり、平成13（2001）年の配偶者暴力防止法施行後、最多となっています。

出典：内閣府「令和3年版 男女共同参画白書」

※配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。

- ①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助

2 市民意識調査から見る本市の現状

(1) 調査概要について

【調査の目的】

本計画を策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため実施しました。

【調査方法】

調査対象：春日部市全域

調査対象：市内に在住している18歳以上の方

標本数：3,000人

調査方法：住民基本台帳より無作為に抽出

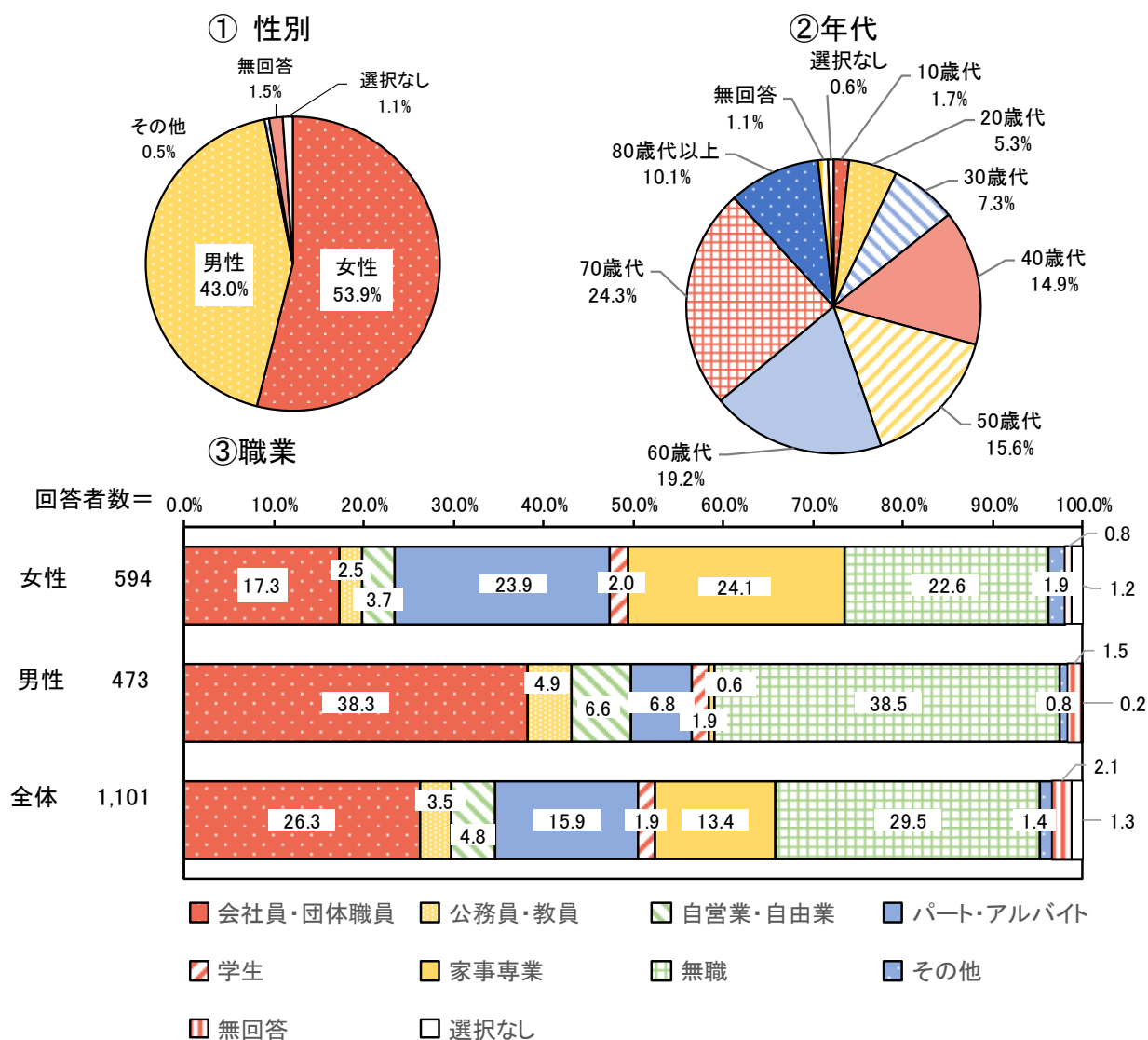
調査期間：2021年（令和3年）9月15日（水）から9月30日（木）まで

【回収結果】

有効回収数：1,101

回収率：36.7%

【基本属性】

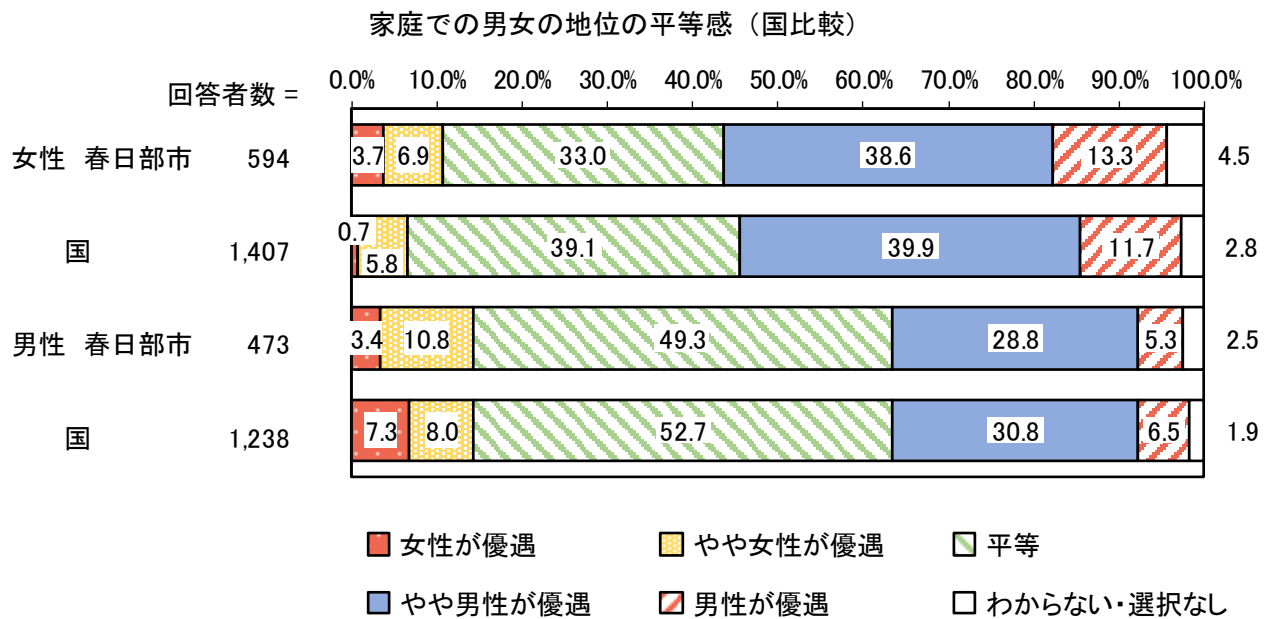


(2) 調査結果について

① 家庭について

ア 家庭での男女の地位の平等感（国（2019年度（令和元年度）調査）比較）

家庭での男女の地位の平等感について、女性では、「平等」の割合が国の39.1％に比べ、33.0％と低くなっています。男性と女性では、「平等」の割合の差が顕著で意識の差があることが分かります。



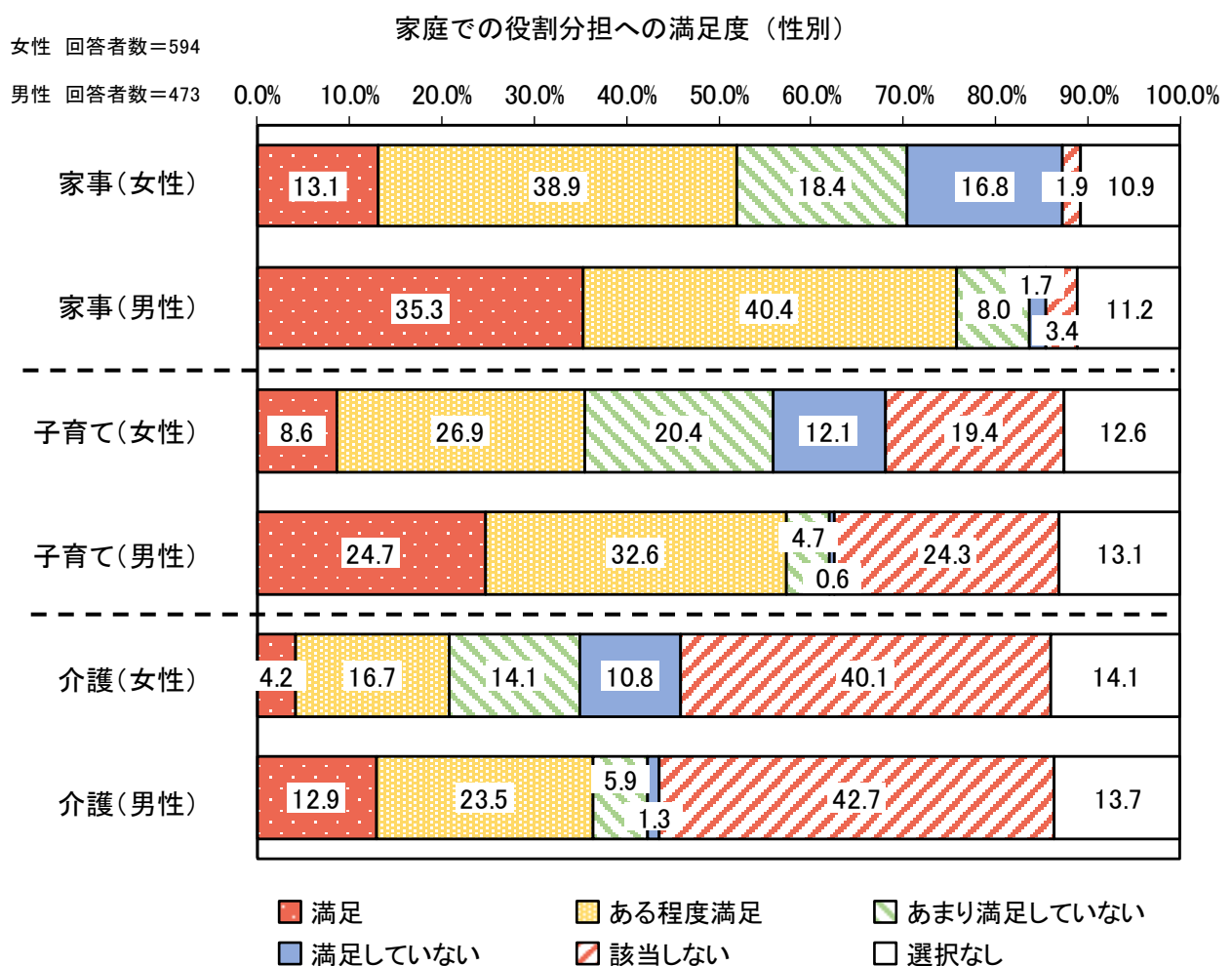
イ 家庭での役割分担への満足度

家庭での役割分担への満足度について、性別でみると、全ての項目で女性より男性の方が「満足」「ある程度満足」と感じている割合が多くなっています。

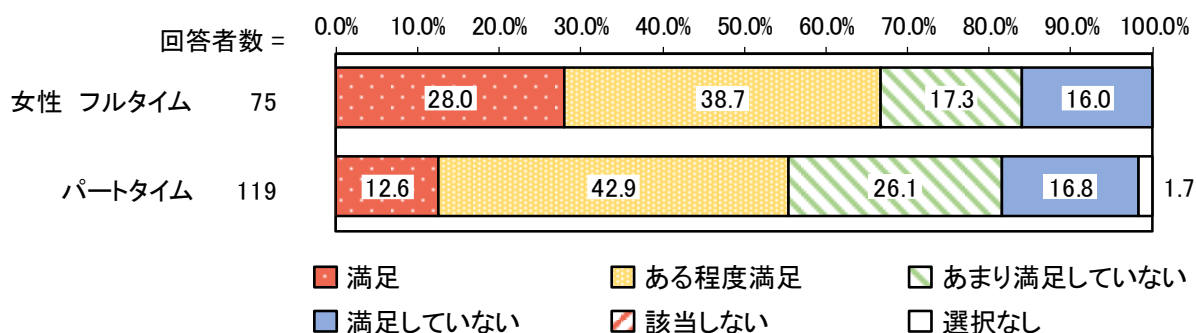
家事について、女性の就労形態別でみると、「満足」と「ある程度満足」をあわせた“満足”の割合がパートタイム（「パート・アルバイト」に回答した方）の55.5％に比べ、フルタイム（「会社員・団体職員」、「公務員・教員」、「自営業・自由業」と回答した方）で66.7％と高くなっています。

子育てについて、女性の就労形態別でみると、「あまり満足していない」と「満足していない」をあわせた“満足していない”の割合がフルタイムの26.7％に比べ、パートタイムで41.2％と高くなっています。

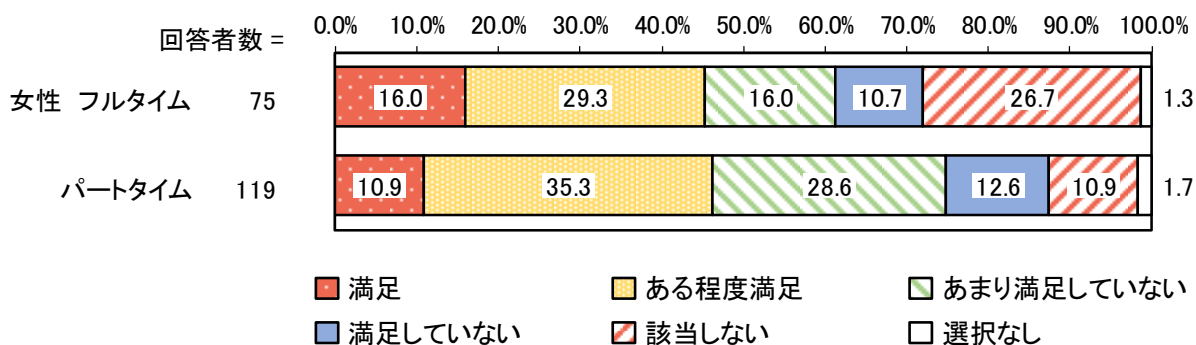
女性の家庭での役割分担への満足度が、男性に比べて低いことから、家庭での真の男女共同参画が進むよう、男性への意識啓発などが必要です。



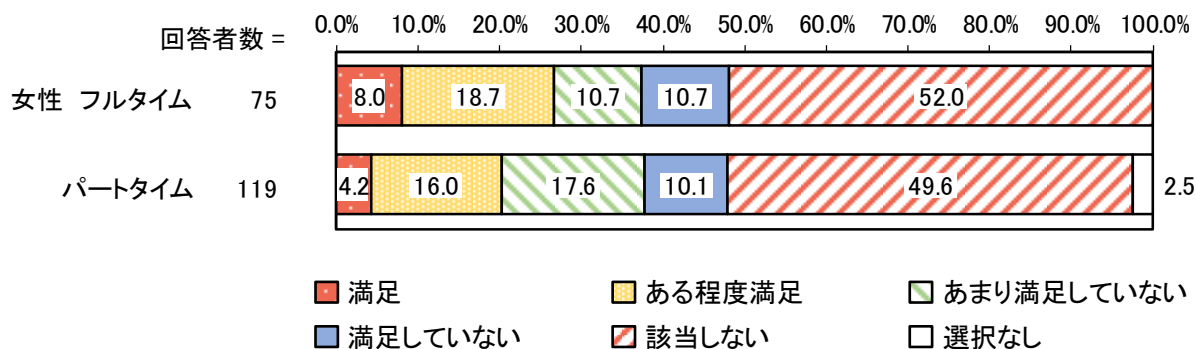
家事（女性の就労形態別）



子育て（女性の就労形態別）



介護（女性の就労形態別）



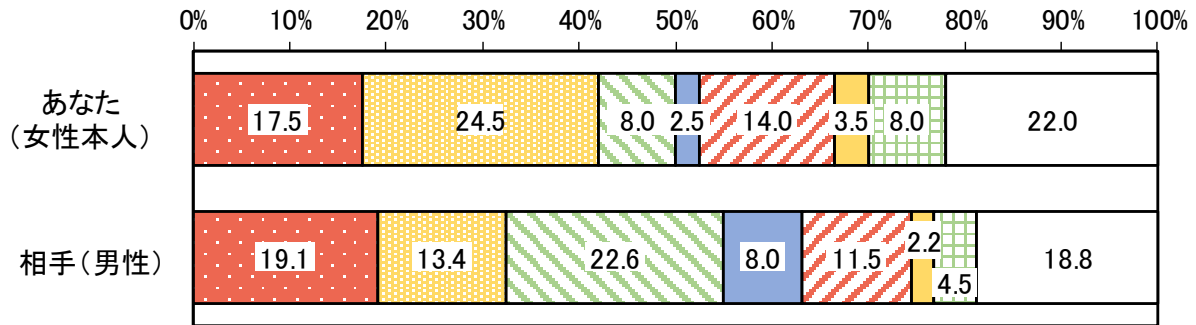
ウ 希望の役割分担になっていない理由

希望の役割分担になっていない理由について、性別でみると、女性の回答において、女性本人については「相手とコミュニケーション不足」の割合が24.5%、相手については「あまり関心がない」の割合が22.6%と最も多く、男性の回答において、男性本人については「仕事が忙しい」の割合が26.3%、相手については「相手とコミュニケーション不足」の割合が27.2%と最も多くなっています。

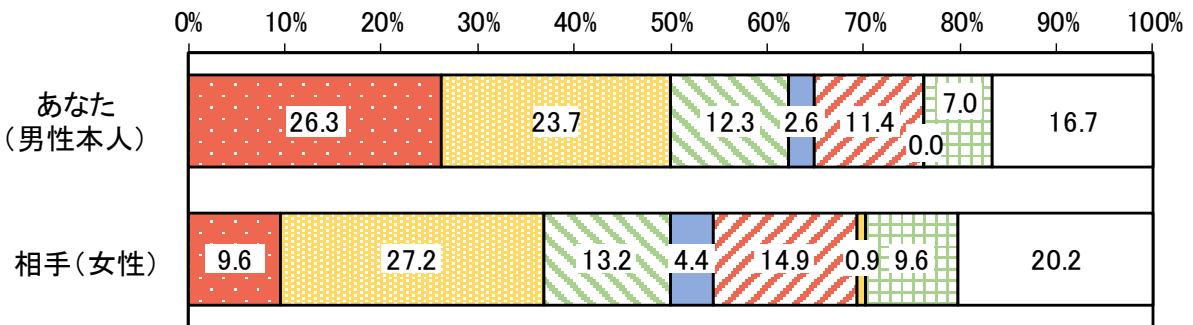
家庭での役割分担について、パートナーとコミュニケーションをとることで、お互いの立場を尊重し、認識と行動のギャップを解消することが必要です。

希望の役割分担になっていない理由（性別）

女性 回答者数=314



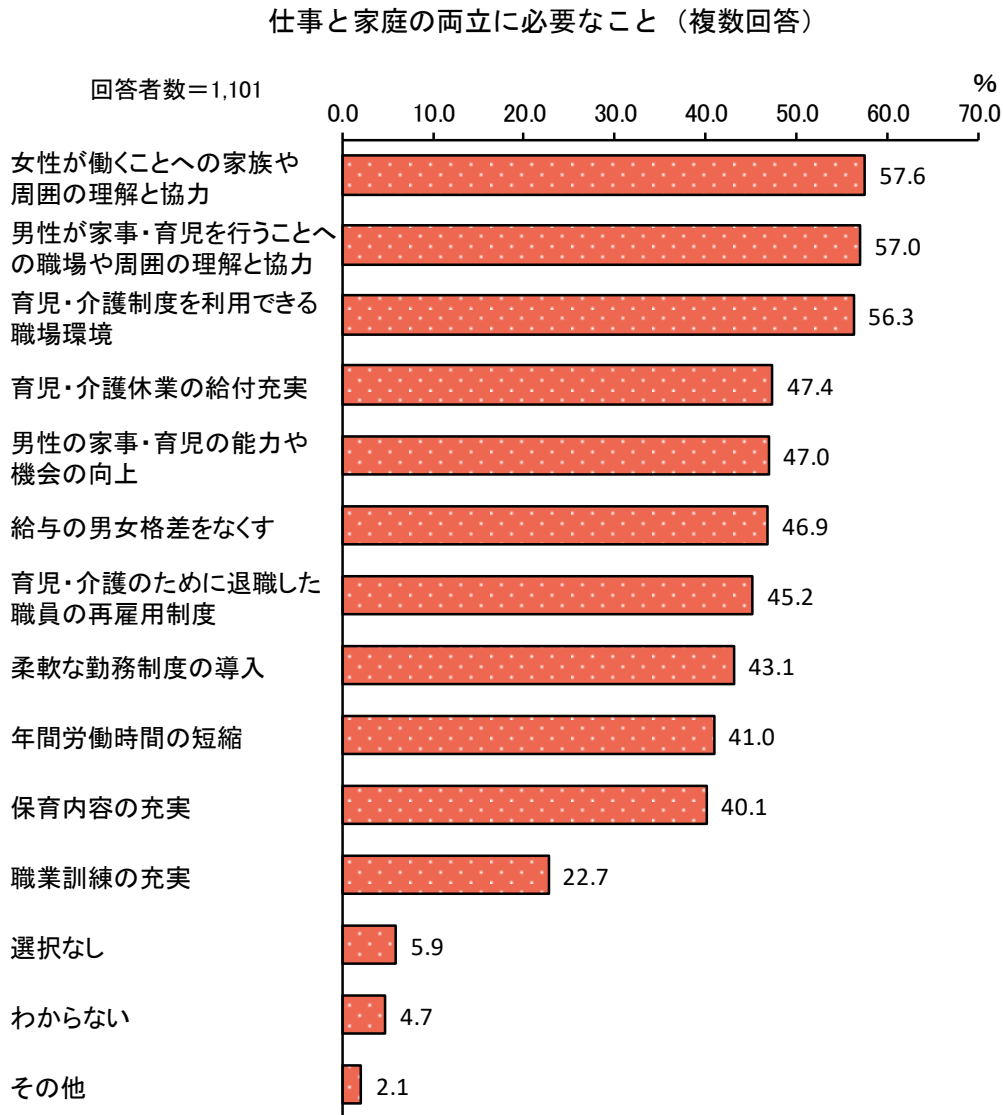
男性 回答者数=114



- 仕事が忙しい
- 相手とコミュニケーション不足
- あまり関心がない
- 知識がない
- 不得意
- 世間体
- その他
- 選択なし

エ 仕事と家庭の両立に必要なこと

仕事と家庭の両立に必要なことについて、「女性が働くことへの家族や周囲の理解と協力」の割合が57.6%と最も多く、次いで「男性が家事・育児を行うことへの職場や周囲の理解と協力」の割合が57.0%、「育児・介護制度を利用できる職場環境」の割合が56.3%となっている一方、「職業訓練の充実」の割合が22.7%と最も少なくなっています。

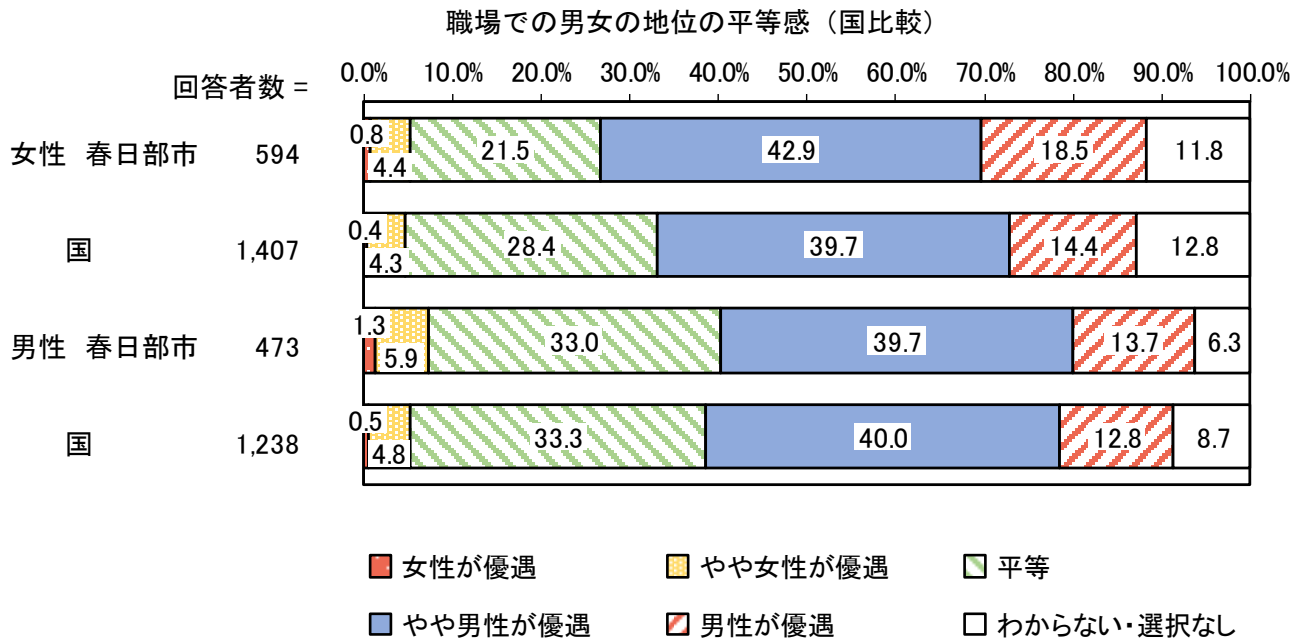


② 職場について

ア 職場での男女の地位の平等感（国（2019年度（令和元年度）調査）比較）

職場での男女の地位の平等感について、女性では、「平等」の割合が国の28.4％に比べ、21.5％と低くなっています。

一方、「男性が優遇」の割合は、国の54.1％に比べ、61.4％と高くなっています。

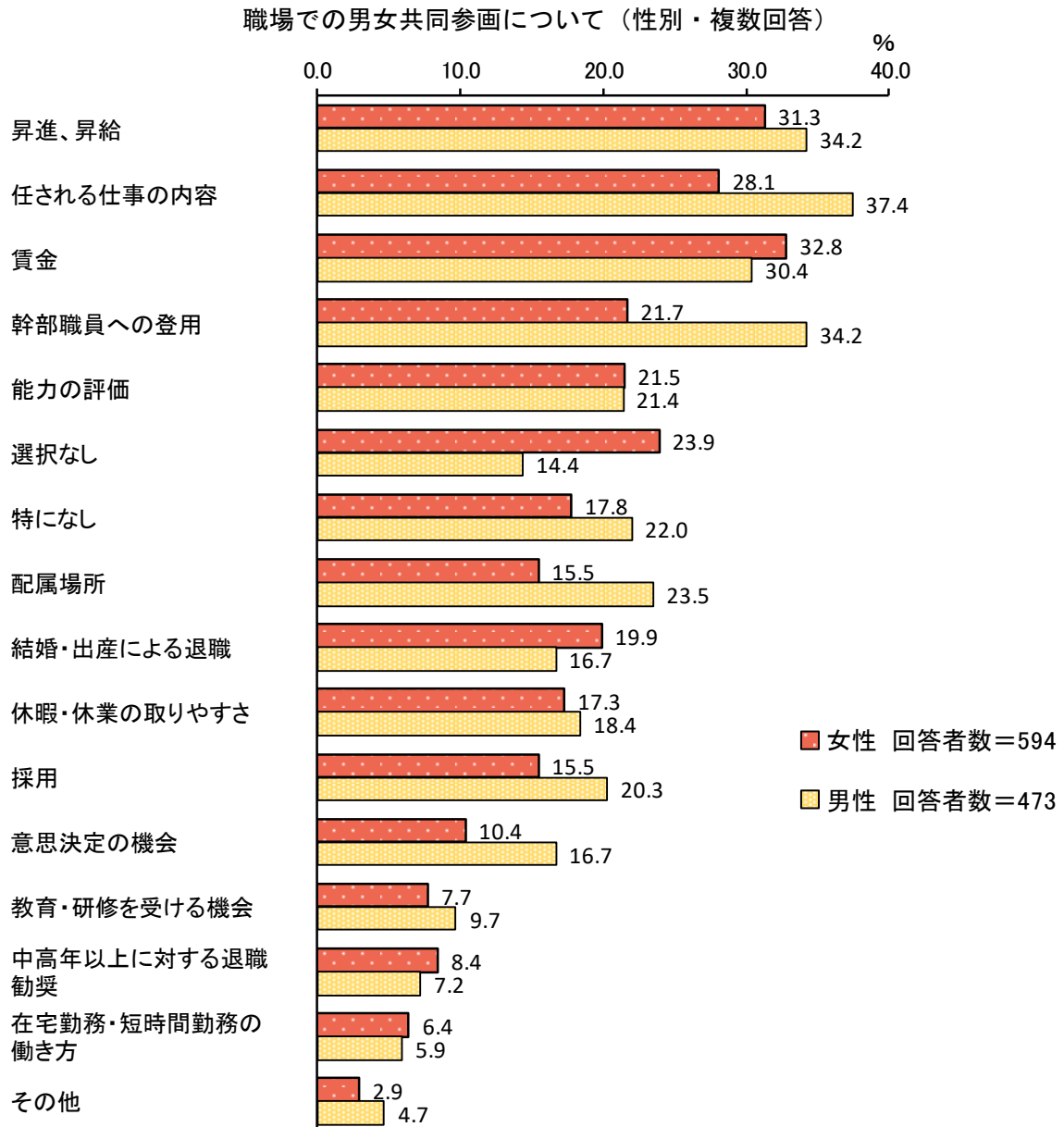


イ 職場での男女共同参画について（性別）

職場での男女共同参画について、性別でみると、女性が格差を感じている項目は「賃金」の割合が32.8%、「昇進、昇給」の割合が31.3%、「任される仕事の内容」の割合が28.1%と高く、男性が格差を感じている項目は「任される仕事の内容」の割合が37.4%、「昇進、昇給」と「幹部職員への登用」の割合が34.2%と高くなっています。

男女で差が大きいのは「幹部職員への登用」（女性：21.7%、男性：34.2%）、「任される仕事の内容」（女性：28.1%、男性：37.4%）です。

男性より女性の方が格差を感じているのは、「結婚・出産による退職」（女性：19.9%、男性：16.7%）、「賃金」（女性：32.8%、男性：30.4%）です。

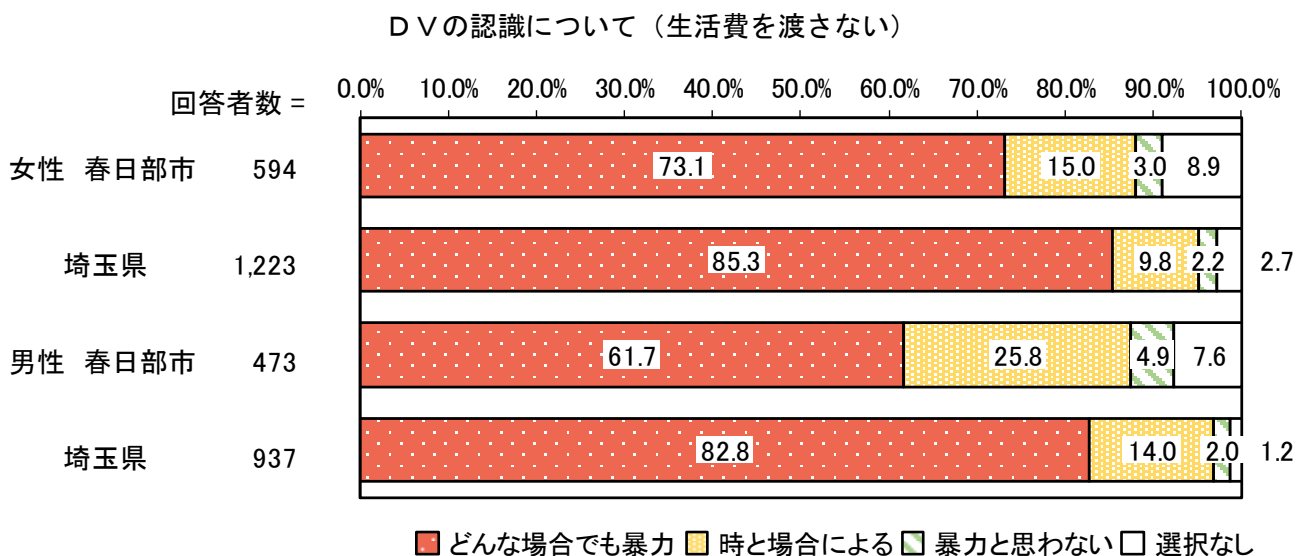
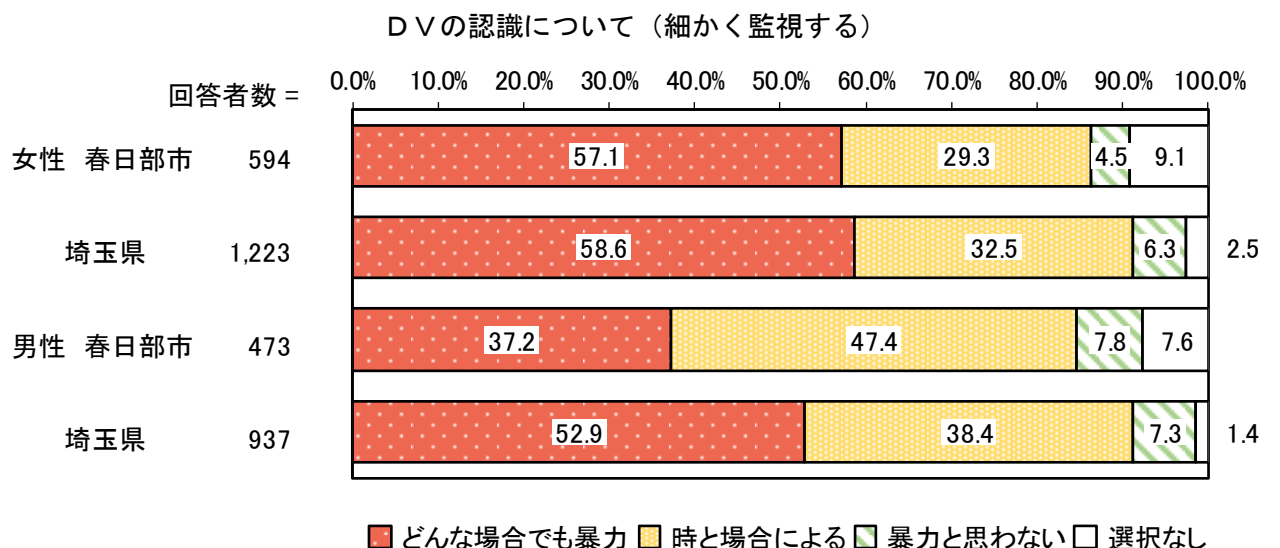


③ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

ア DVの認識について（埼玉県（2020年度（令和2年度）調査）比較）

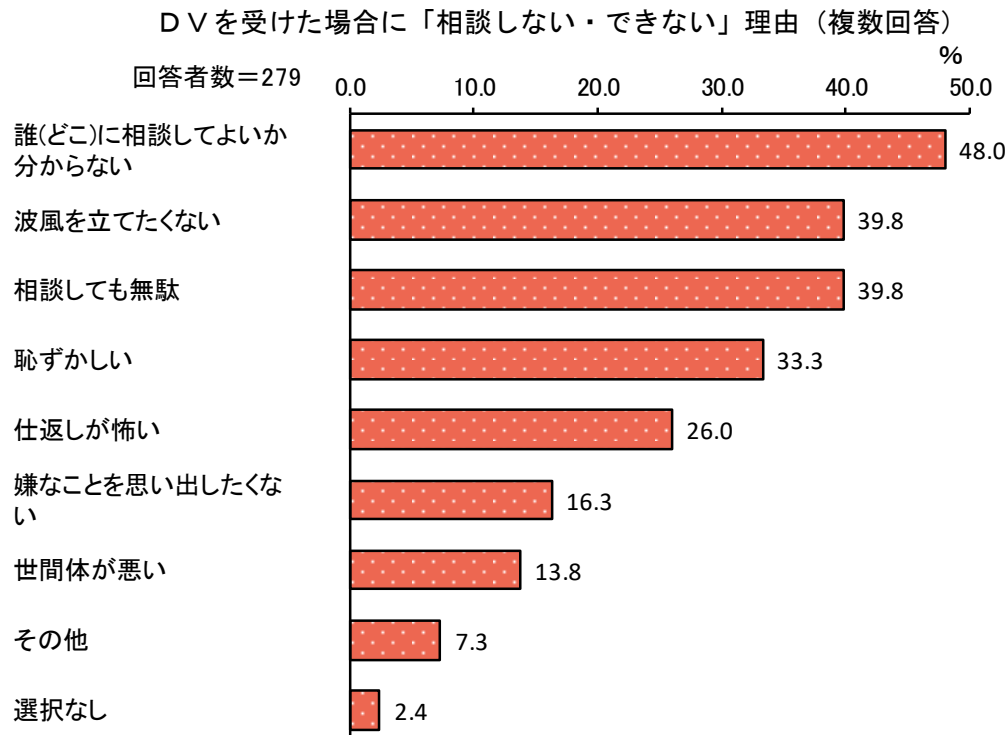
細かく監視することについて、男性では、「どんな場合でも暴力」の割合が埼玉県の52.9%に比べ、37.2%と低く、「時と場合による」の割合が埼玉県の38.4%に比べ、47.4%と高くなっています。

生活費を渡さないについて、男性、女性ともに「どんな場合でも暴力」の割合が低く、（女性：本市73.1%、埼玉県85.3%、男性：本市61.7%、埼玉県82.8%）
「時と場合による」の割合が高くなっています（女性：本市15.0%、埼玉県9.8%、男性：本市25.8%、埼玉県14.0%）。



イ DVを受けた場合に「相談しない・できない」理由

DVを受けた場合に「相談しない・できない」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「誰（どこ）に相談してよいか分からない」の割合が48.0%と最も多く、次いで「波風を立てたくない」と「相談しても無駄」の割合が39.8%と多くなっています。



【DVの主な形態】

○ 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの（平手でうつ、足でける、身体を傷つける可能性のある物でなぐる、げんこつでなぐる、刃物等の凶器をからだにつきつける、髪をひっぱる、首をしめる、物をなげつけるなど）

○ 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの（大声でどなる、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、電話や手紙を細かくチェックしたりする、何を言っても無視して口をきかない、子どもに危害を加えるといったおどす、生活費を渡さないなど）

* 生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為は、「経済的暴力」と分類される場合もあります。

○ 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの（見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる、嫌がっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど）

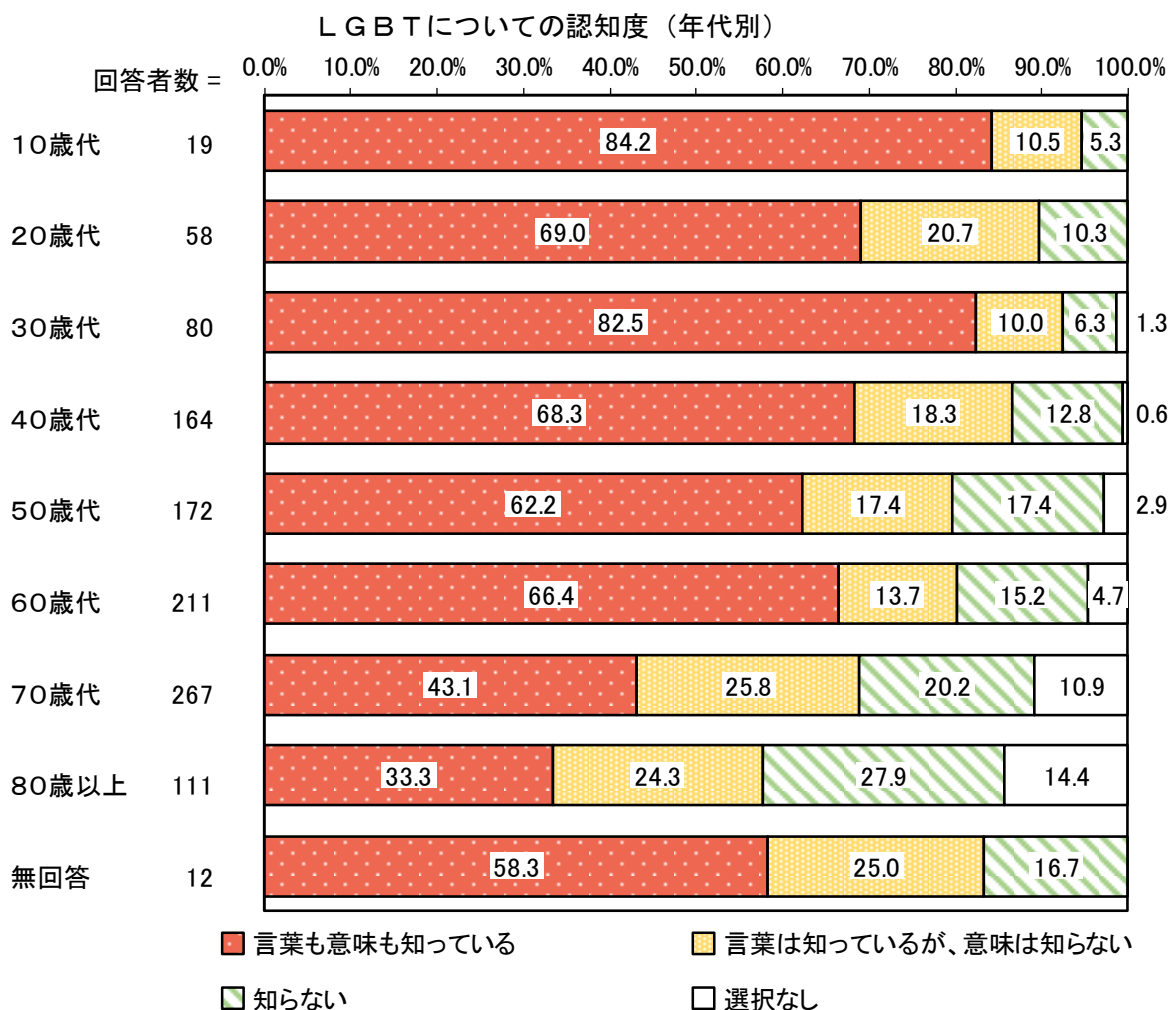
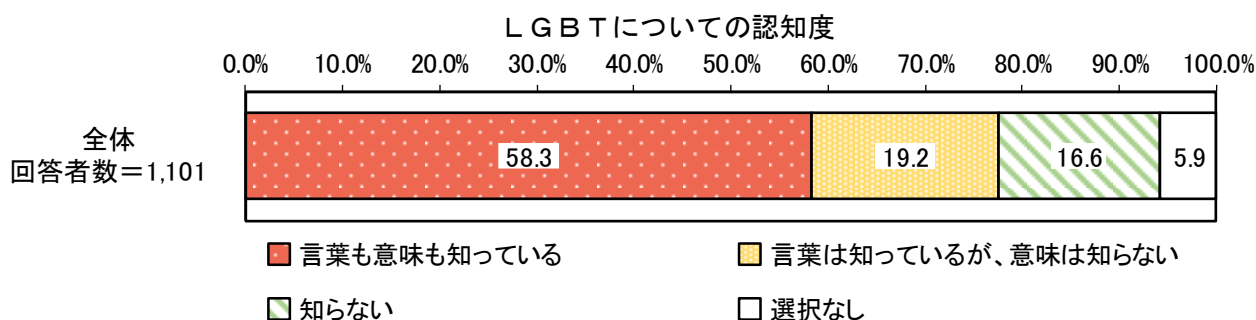
出典：内閣府ホームページ

④ 性の多様性について

ア L G B T*についての認知度

L G B Tの認知度について、全体でみると、「言葉も意味も知っている」の割合は58.3%となっています。

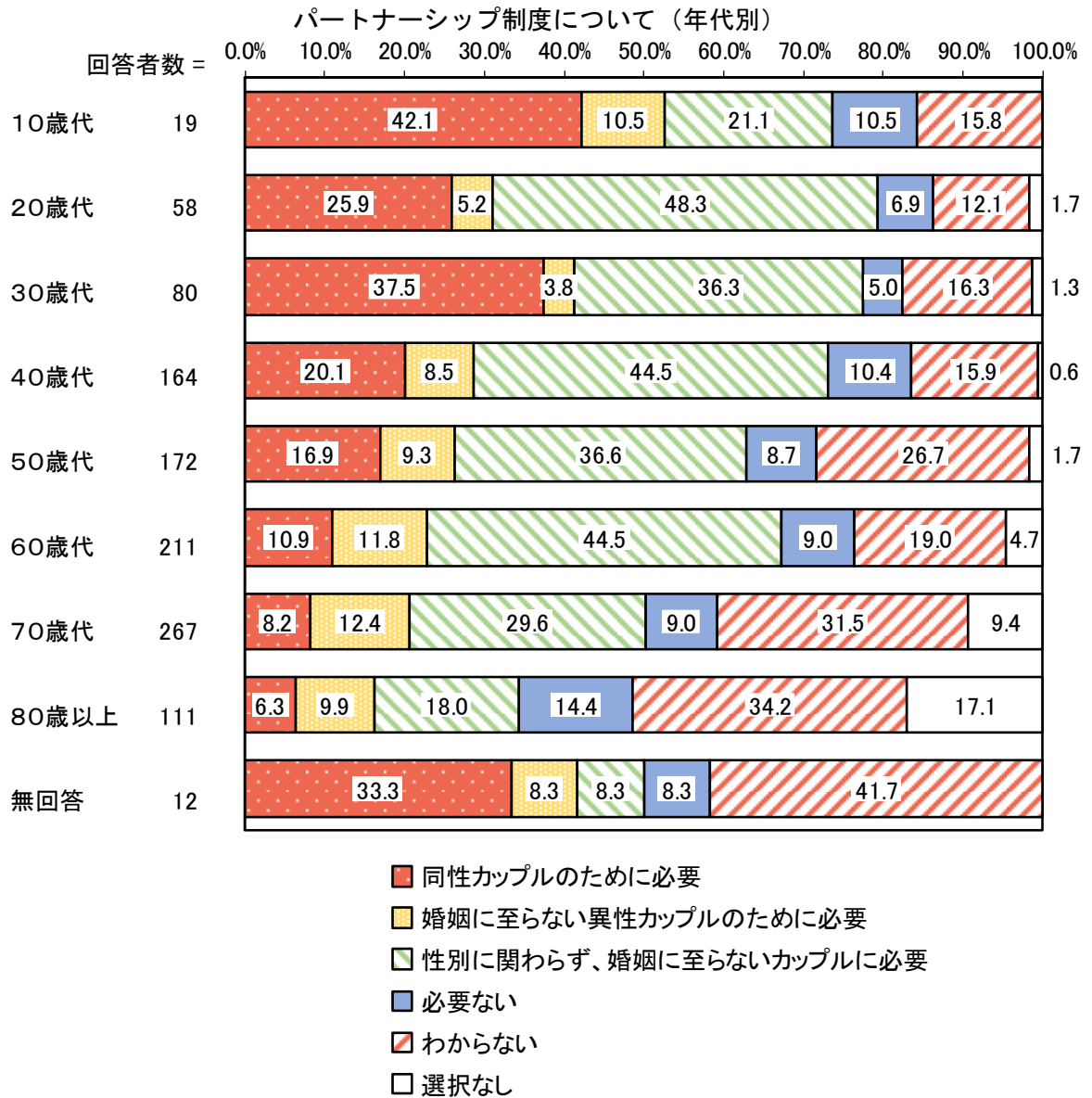
年代別でみると、「言葉も意味も知っている」の割合が10歳代で84.2%、30歳代で82.5%と高く、8割を超えています。また、80歳以上で「知らない」の割合が高く、27.9%となっています。



※ L G B T : レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人) など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

イ パートナーシップ制度※について（年代別）

パートナーシップ制度について、年代別でみると、10歳代で42.1%、80歳以上で6.3%と年代が低くなるにつれ「同性カップルのために必要」の割合が高くなる傾向がみられます。また、20歳代で「性別に関わらず、婚姻に至らないカップルに必要」の割合が高く、48.3%となっています。



※パートナーシップ制度：性的少数者のカップルの二人が、その関係性を首長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会を目指すことを目的として各自治体が導入している制度。

3 / 市民ワークショップから見る本市の現状

(1) 市民ワークショップの概要

【目的】本計画を策定するにあたり、市民の方々から幅広い意見をいただき、計画に反映することを目的に、地域での生の意見を把握するため開催しました。

【実施場所】春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」

【実施手法】グループワーク形式での意見交換

【実施日程】2022年（令和4年）4月30日（土） 午前10時から午前11時30分まで

【実施テーマ】一人ひとりの豊かな人生について考えよう

【参加人数】13人

(2) 主な意見

注) 出された意見をそのまま記載しています。

	現状・課題
【個人】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人に余裕がない ・ 夢がない ・ 思い込み ・ ポータブルスキルがない ・ 自分の良いところを理解できない ・ 人と自分を比較してしまう ・ 自分自身に向き合う人が少ない
【家庭】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女関係なく家事をする経験 ・ 共働きにおける子育て、家事時間は、女性の方が多い ・ 相手を理解するためのコミュニケーションが少ない ・ 「家事は女性の方が得意」の考え方
【職場】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入格差 ・ 長時間労働 ・ 働き方をもっと自由に ・ 仕事のやりがいを高め、女らしい、男らしいをなくす ・ 女の仕事の決めつけ、固定概念をなくす
【地域】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分からつかみにいかない子育てや相談に関する情報が得にくい ・ 住んでいるのに知らない ・ P T A 役員は女性がほとんど ・ 付き合いがうわべだけ ・ 自由な意見を出す場が少ない
【社会】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 忸度しなくていい社会 ・ 高齢化が進んでいる ・ 8050問題 ・ 多様性への理解の欠如 ・ ひきこもり ・ 数値の決定⇒進まない ・ 性別において差別と区別がわかっていないこと ・ とりあえず「女性に地位を与えておけばいい」の考え方 ・ 子育ての社会条件、医療、保育、学校、家事の分担のあり方 ・ 男らしさ、女らしさの考え方が変わってきている

	解決策・方向性
【個人】	<ul style="list-style-type: none"> ・健康でいる ・人の流儀を許容する ・価値観が違う人と会話する ・男女共同参画の認知 ・思っているだけにしない ・将来に投資する ・違いを受け入れる、認める ・自分の中の固定観念を外してみる ・意識、啓発⇒SNS、広報 ・本音で話す
【家庭】	<ul style="list-style-type: none"> ・家事時間を減らす工夫（家族の協力） ・男性も家事の能力を身につける ・夫婦、親子の話し合い ・「ありがとう」をたくさん言う ・役割分担を明確化
【職場】	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーション ・平日も休みたいときに気軽に休める自由な働き方 ・雰囲気づくり ・会議の場で勇気をもって発言する ・意識的に会話量や意見を言い合う時間を増やす
【地域】	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつから ・一人にさせない、一人にならない ・身近な人とコミュニケーションをとる ・地域付き合い⇒濃密
【社会】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会、学校が連携して行う ・公民館、自治会、町内会のあり方 ・男女の大切さ、学校教育、行政、町内会 ・新しい考えを入れていく ・情報を発信（いろいろな方法を使って） ・子どもの貧困は女性の貧困、生活の豊かさにつながり、ふれあい



今後の課題
<p>市民一人ひとりが家庭や職場、地域の中でコミュニケーションを図り、新しい知識、価値観の共有や多様性の理解から行動変容につなげていくことが必要。</p> <p>また、一人ひとりの行動変容から地域の連携へ、さらに社会全体の男女共同参画の推進へとつなげていくことが必要。</p>

4 前計画期間中の評価及び課題

条例の6つの基本理念に基づき、市民意識調査などの結果を踏まえて、次期計画へ向けての課題を整理しました。

(1) 人権の尊重

市民意識調査によると、LGBTという言葉の認知度は、全体で約6割と高く、年代が低いほど認知度が高くなっています。また、パートナーシップ制度についても年代が低いほど「必要」と思う割合が高くなる傾向があります。

こうした現状から、グローバル化*のさらなる進展の中で、SDGsに掲げる持続可能な社会を構築する上でも、高齢者も若者も、全ての人が人権尊重やジェンダー**平等についての理解を促進し、多様性を認め合う社会の形成に取り組むことが必要です。

(2) 社会のあらゆる分野での格差是正

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、家庭、職場ともに“女性が優遇”よりも“男性が優遇”と感じている割合が高くなっています。特に男性より女性の方が“男性が優遇”と感じている割合が高く、男女の意識の差が大きくなります。また、国と比較しても、職場における“男性優遇”の意識は、高くなっており、職場における仕事の内容や待遇面について、女性が格差を感じている割合は「賃金」「昇進、昇給」「任される仕事の内容」の順に高くなっています。

さらに、女性の活躍促進や働き方改革、ポストコロナ時代を踏まえ、柔軟な働き方や事業運営の必要性が高まっており、性別にかかわらず一人ひとりが多様な働き方や、希望するキャリアを歩んでいける環境づくりが必要です。

近年、単身高齢者・ひとり親・非正規雇用者の増加により、経済的な困窮、社会的孤立など様々な困難を抱えている人が増加傾向にあります。加えて、障害があること、外国人であることなどでさらに複合的に困難な状態に置かれている人々もいます。制度の狭間の問題などを踏まえながら、こうした様々な生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、支援の強化が必要です。

※グローバル化：人や物、資本の移動が国境を越えて盛んになり、国と国、地域と地域との境界が小さくなっていくこと。

※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

(3) 配偶者などからの暴力などの防止

市民意識調査によると、男性、女性ともに、暴力への認識が埼玉県より低く、特に精神的暴力や経済的暴力はDVとしての認識が低くなっています。

また、暴力を受けた場合に「相談しない・できない」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「誰（どこ）に相談してよいか分からない」「波風を立てたくない」「相談しても無駄」などとなっています。

こうした現状から、暴力について認識を高めるための広報・啓発活動が必要です。さらに、DVや性暴力などの暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。

(4) 家庭とその他の活動との両立

市民意識調査によると、家庭での地位の平等感について、女性では“平等”の割合が国よりも低くなっています。また、家庭での役割分担の満足度について、全ての項目で女性より男性の方が“満足”と感じている割合が高く、女性の就労形態別に見た場合、フルタイムに比べ、パートタイムで“満足していない”割合が高くなっています。満足していない理由については、女性本人と男性が回答した相手（女性）で「相手とコミュニケーション不足」の割合が最も高くなっています。

こうした現状から、生活の場である家庭や地域において、男女共同参画が進むよう、男性への意識啓発などが必要です。

また、パートナーとコミュニケーションを深めることで、お互いの立場を尊重し、認識と行動のギャップを解消することが必要です。

(5) 男女の健康と権利の尊重

男女がお互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会にとって欠かせません。

特に女性の心身の状態は、ライフサイクルに応じて大きく変化することから、働く女性が離職することなく能力を最大限発揮できるよう、女性特有の健康問題に関する知識の向上が必要です。

また、予期せぬ妊娠などによって女性の健康と権利が脅かされることのないよう、性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着が求められています。

さらに、市民のヘルス・リテラシー[※]の向上を図るとともに、年代ごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含めた支援が必要です。

※ヘルス・リテラシー：健康情報入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって、日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり意思決定をしたりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができるもの。

(6) 国際社会との協調

本市の審議会等委員や市議会委員の女性比率が埼玉県より低い割合となっており、あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保し施策に反映するために、政策決定の場における男女共同参画をさらに進める必要があります。

指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指すことは国際社会でも求められており、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画を進めることが必要です。

また、持続可能な開発目標（SDGs）では、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものである」とされています。「だれ一人取り残さない」社会を目指し、今後、様々な分野・場面において、地域の様々な主体が連携・協働していくことが必要です。

[コラム] ジェンダー・ギャップ指数

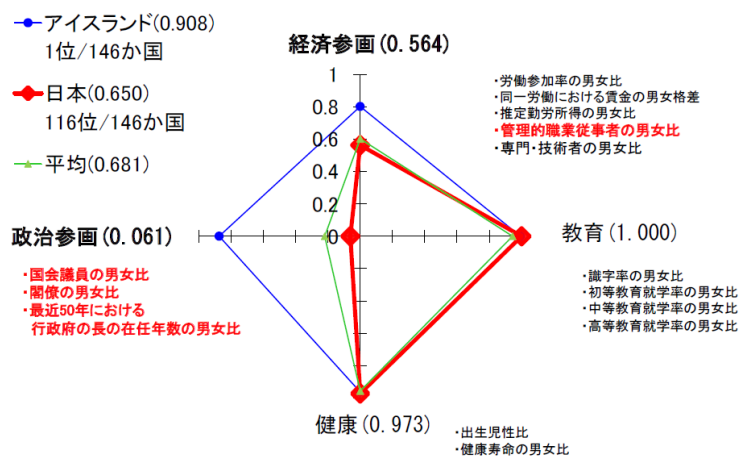
世界経済フォーラムが公表している「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国における男女格差を測る指数で、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

日本は、総合で146か国中116位でした。「教育」及び「健康」は世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」は低く、「経済」の順位は121位、「政治」の順位は139位となっています。

今回順位の低かった経済、政治分野について、2022年（令和4年）6月に政府が決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」においては「女性の経済的自立」、「女性の登用目標達成」等、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。

出典：内閣府ホームページ

順位	国名	値
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
27	アメリカ	0.769
63	イタリア	0.720
79	タイ	0.709
83	ベトナム	0.705
92	インドネシア	0.697
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
115	ブルキナファソ	0.659
116	日本	0.650
117	モルディブ	0.648



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2022)」より作成
2. スコアが低い項目は赤字で記載
3. 分野別の順位: 経済(121位)、教育(1位)、健康(63位)、政治(139位)

第3章

計画の基本的な考え方

1 目指す姿

前計画の目指す方向性を踏襲しつつ、「だれもがともに活躍」のキーワードを新たに含め次のとおりとします。

【目指す姿】

認め合い、響き合い、だれもがともに活躍するまち

お互いの人格を認め合い、尊重し合って、一人ひとりが自分らしく積極的にいきいきと暮らし、だれもがともに活躍するまちを目指します



2 / 本計画の全体像及び目標

(1) 本計画の全体像

条例の6つの基本理念及び基本的な10の視点に基づき、本計画は4つの目標、12の施策に基づき目指す姿を実現します。

【条例の6つの基本理念】(3頁参照)

- ① 人権の尊重
- ② 社会のあらゆる分野での格差是正
- ③ 配偶者等からの暴力などの防止
- ④ 家庭とその他の活動との両立
- ⑤ 男女の健康と権利の尊重
- ⑥ 国際社会との協調

【基本的な10の視点】(2頁参照)

- ① あらゆる分野で
- ② 性別に偏りなく
- ③ 家庭や地域で
- ④ 健康で、活躍し続けられるように
- ⑤ 科学技術も活用して
- ⑥ 女性へのあらゆる暴力の根絶
- ⑦ 困難を抱える女性等への支援
- ⑧ 男女共同参画の視点による防災対策
- ⑨ 地域の主体的な取組
- ⑩ 人材の育成



【4つの目標】

【12の施策】

1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり	(1) 人権尊重の意識づくり (2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進
2 だれもがともに活躍するまちづくり	(1) 家庭における男女共同参画の推進 (2) 働く場における男女共同参画の推進 (3) 地域における男女共同参画の推進 (4) 政策決定の場における男女共同参画の推進
3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり	(1) 困難な問題を抱える女性への支援 (2) 個人の様々な状況への配慮 (3) 健康を脅かす問題への対策 (4) 男女共同参画の視点に立った防災対策
4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり	(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者支援 (2) 性犯罪・性暴力への対策



【目指す姿】

認め合い、響き合い、だれもがともに活躍するまち

(2) 本計画の目標

目指す姿の実現に向けて、4つの目標を掲げ、施策を推進していきます。

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

- 個人や集団の間に存在している様々な違いや、多様な価値観を認め合う社会の形成に取り組みます。
- ジェンダー平等を含めた人権に関する意識の向上を図り、あらゆる立場の人々が自分らしい生き方の選択ができる社会を目指します。

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

- 家庭においては、男女がともに家事・育児・介護を担い、仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるよう取り組みます。
- 働く場においては、男女がともに仕事と生活の調和がとれ、希望するキャリアを歩んでいけるよう取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメントなどのない職場環境を目指します。
- 地域においては、男女がともに地域活動に積極的に参画し責任を担うことで、持続可能な地域づくりや地域の活性化を目指します。
- あらゆる分野における政策決定の場へ男女双方がバランスよく参画できるよう取り組むとともに、本市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職などへの積極的な登用に取り組みます。

※ハラスメント：嫌がらせやいじめ行為を指し、性的な内容の発言及び性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

- 貧困やDV、虐待などで居場所を失うなど制度の狭間で困難な問題を抱えている若年女性に対し、関係機関などと連携して支援の手を指し伸べられるまちを目指します。
- 生活困窮者や高齢者、障がい者、外国人など様々な困難を抱える人に対し、関係機関が連携して包括的な支援ができるまちを目指します。
- 市民の主体的な健康づくりの取り組みにより、だれもが健康を実感できるまちにします。
- 男女共同参画の視点に立った防災対策を行うことにより、災害時にだれもが安心して避難できるまちを目指します。

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

- DVは人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であることを市民が認識し、まちぐるみでDVを防止できるようにします。
- 性犯罪・性暴力に対しても、だれもが正しい認識をもち、被害者を生まないまちを目指します。

3 / 計画体系

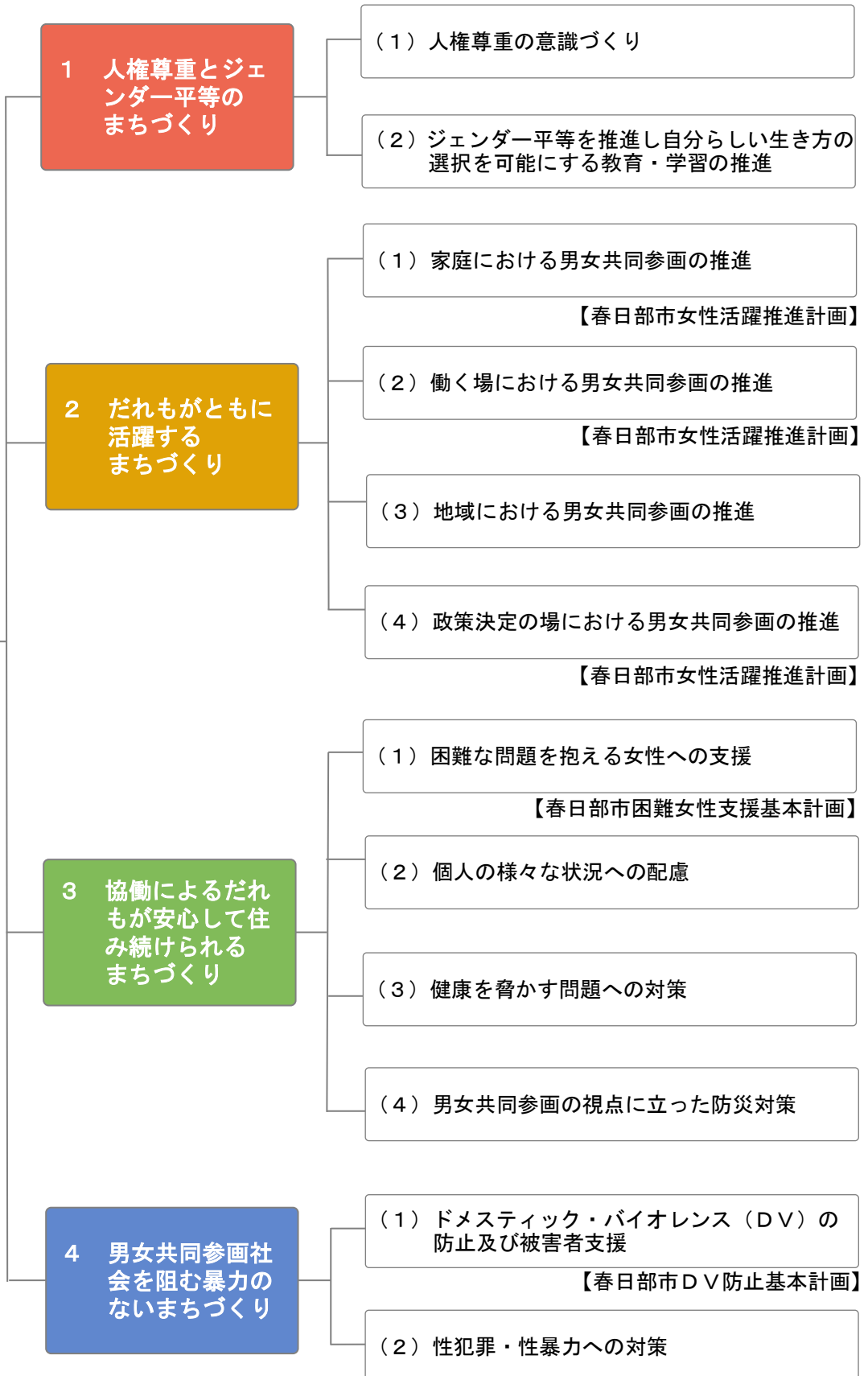
[目指す姿]

[目標]

[施策]

かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）

認め合い、響き合い、だれもがともに活躍するまち



第4章

施策の展開

計画書の見方

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

施策1-（1）人権尊重の意識づくり

【目的】
市民が人権への関心を持ち、お互いを尊重できるようにする

【取組の方向性】
○ 差別や偏見をなくすとともに、個人や集団の間に存在している多様な価値観を認め合えるよう、人権や性の多様性に関する意識の向上を図ります。

行政が取り組むこと

① 人権尊重・性の多様性に関する教育・啓発

	取組	内容
1	人権啓発事業の実施	だれもが人権の大切さに対する理解を深め、人権意識を持って行動できるよう、人権施策推進指針に従って事業を実施します。
2	市職員への人権に関する研修の実施	人権についての理解と基本的人権の大切さを認識できるよう、人権に関する研修を実施します。
3	教職員人権教育研修会の実施	
4	「多様な性に関する対 ハンドブック」の周知	

【取組の方向性】

この施策で実施する取組の方向性について記載しています。

【SDGs】

達成するSDGsのゴールを示しています。

【行政が取り組むこと】

この施策で行政が取り組む事業と事業内容について記載しています。

【みんなで協働して取り組むこと】

市民や事業者も協働して取り組むことを記載しています。

【推進指標】

協働した取組を推進するうえで施策の目的の達成度を測るための指標です。

みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- ・人権や性の多様性に関する取組について調べてみましょう。
- ・人権に関する講座や行事などに積極的に参加しましょう。



・ウェブで「人権」「性の多様性」について検索してみましょう。（国は「go」（ガバメントのこと）、市や県は「g」（ローカルガバメントのこと）をつけて検索すると情報が出てきます。

事業者の取組例

- ・ダイバーシティ*の取組を進めましょう。



・性の多様性の理解を進めるための研修を実施しましょう。
・「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」（厚生労働省）などを活用しましょう。

【推進指標】

指標	現状値 2021年（令和3年）	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
LGBTの認知度	58.3%	75.0%以上	男女共同参画に関する市民意識調査で「言葉も意味も知っている」と答えた人の割合です。目標値は、現状値より30%程度増加を目指します。

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

施策1－(1) 人権尊重の意識づくり

【目的】

市民が人権への関心をもち、お互いを尊重できるようにする

【取組の方向性】

- 差別や偏見をなくすとともに、個人や集団の間に存在している多様な価値観を認め合えるよう、人権や性の多様性に関する意識の向上を図ります。

行政が取り組むこと

① 人権尊重・性の多様性に関する教育・啓発

	取組	内容
1	人権啓発事業の実施	だれもが人権の大切さに対する理解を深め、人権意識を持って行動できるよう、人権施策推進指針に従って事業を実施します。
2	市職員への人権に関する研修の実施	人権についての理解と基本的人権の大切さを認識できるよう、人権に関する研修を実施します。
3	教職員人権教育研修会の実施	教職員人権教育研修会を実施します。
4	「多様な性に関する対応ハンドブック」の周知	性的少数者への理解を深めるため、「多様な性に関する対応ハンドブック」の周知啓発に努めます。
5	性の多様性に関する講座などの実施	性の多様性についての理解を促進するため、講座・講演会などを実施します。
6	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※などの周知及び充実	性の多様性を尊重するとともに差別や偏見のない社会を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度などの周知及び充実に努めます。
7	性的少数者の児童・生徒への配慮	市内の小・中・義務教育学校で個々の状況に応じた教育を推進するよう働きかけます。
8	行政文書などの性別欄や内容の見直し	性的少数者への配慮として、各種申請などの記載欄について、不要な場合は削除するなどの見直しを進めます。

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度：パートナーシップ制度（25頁参照）によりパートナーシップ関係にある2人と一緒に家族として暮らしている子ども等がいる場合、その子ども等を含めて共同生活を行っていることを宣誓する制度。



みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- 人権や性の多様性に関する取組について調べてみましょう。
- 人権に関する講座や行事などに積極的に参加しましょう。



- ウェブで「人権」「性の多様性」について検索してみましょう。(国は「go」(ガバメントのこと)、市や県は「lg」(ローカルガバメントのこと)をつけて検索すると情報が出てきます。

事業者の取組例

- ダイバーシティ*の取組を進めましょう。



- 性の多様性の理解を進めるための研修を実施しましょう。
- 「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」(厚生労働省)などを活用しましょう。

【推進指標】

指標	現状値 2021年(令和3年)	目標値 2027年(令和9年)	指標の説明
LGBTの認知度	58.3%	75.0%以上	男女共同参画に関する市民意識調査で「言葉も意味も知っている」と答えた人の割合です。目標値は、現状値より30%程度増加を目指します。

※ダイバーシティ：多様性を表し、性別・国籍・人種・年齢など様々な違いを問わず多様な人材を認め、活用すること。

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

施策1－(2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進

【目的】

市民が自分らしい生き方の選択ができるようにする

【取組の方向性】

- 男女共同参画に関する実態を把握するとともに、だれにでも分かりやすい情報提供を充実させます。
- 自分らしい生き方の選択ができるようにするため、ジェンダー平等に関する教育・学習の機会を充実させます。
- 困ったときに相談できる窓口の充実を図ります。



行政が取り組むこと

① 調査研究・情報提供の充実

No	取組	内容
9	男女共同参画に関する意識や実態の把握	ジェンダー平等に向けた意識の浸透や市民ニーズを把握するため、男女共同参画に関する意識や実態を調査します。
10	男女共同参画に関するデータの公表	男女共同参画の推進に関するデータ、国の女性活躍推進法「見える化」サイトに掲載の情報などを公表し、市民に活用してもらえよう努めます。
11	表現ガイドなどの周知	表現ガイド等を周知することにより、市民や市職員に対し、固定観念にとらわれず男女共同参画の視点に立った適切な表現ができるようにします。
12	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する市民の理解を促進するため、定期的に男女共同参画情報誌を発行します。
13	ポスター展示 (男女共同参画推進センターなど)	男女共同参画に関する市民の理解を促進するため、定期的にポスター展示などを実施します。
14	情報ライブラリーの充実 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画に資するため、情報収集及び情報提供の充実を図ります。



行政が取り組むこと

② ジェンダー平等に関する教育・学習の充実

No	取組	内容
15	ジェンダー平等に関する講座の実施 (男女共同参画推進センター)	ジェンダー平等をテーマにした講座など、市民や事業者、関係機関などと連携しながら男女共同参画に関する講座・講演会を実施します。
16	ジェンダー平等に関する講座の実施 (かすかべし出前講座、市民アカデミーなど)	ジェンダー平等の意識啓発を推進するため、かすかべし出前講座や市民アカデミーを活用し、男女共同参画に関する講座を実施します。
17	ジェンダー平等に関する講座の実施 (公民館)	ジェンダー平等に資するため、市民向けの講座を実施します。
18	男女平等教育の実施	市内全ての小・中・義務教育学校で児童・生徒の発段階に応じた男女平等教育を推進するよう働きかけます。
19	保育所職員への研修の実施	ジェンダー平等を含めた人権に関する意識の向上を図るため、研修を実施します。
20	教職員への研修の実施	教職員人権教育研修会を実施します。
21	情報リテラシー※に関する教育の実施	児童生徒がジェンダー平等を含めた人権感覚をもち、責任をもって適切に情報を扱おうとする態度の育成について、指導の焦点化・重点化を図ります。
22	メディア・リテラシー※の向上のための学習機会の提供	メディア・リテラシー向上のため、学習機会の提供を行います。

③ 相談事業の充実

No	取組	内容
23	人権相談の実施	関係機関及び人権擁護委員などと連携し、人権に関する相談窓口を開設し、相談体制の充実を図ります。
24	市民相談の実施 (市民相談室)	日常生活の困りごとなどの相談窓口を開設し、相談内容により、各種専門相談などの案内や情報提供を行います。
25	市民相談の実施 (男女共同参画推進センター)	各種相談窓口を開設し、問題解決への助言や情報提供を行います。

※情報リテラシー：情報を主体的に利用する能力のこと。また、それを育成するための教育のこと。情報の利用には、情報の探索、評価、利用、発信といった一連のプロセスが含まれる。

※メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力のこと。

市民の取組例

- ジェンダー平等について正しい知識を身に付けましょう。
- ジェンダー平等の視点で情報リテラシーやメディア・リテラシーを身につけましょう。



- 春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」では、様々な事業を行っています。詳しくはホームページなどでご確認ください。

事業者の取組例

- アンコンシャス・バイアスに関する研修に参加しましょう。
- CMやPR用のチラシ、ポスターなどを作成する場合はジェンダー平等に配慮しましょう。



- 表現に関するガイドラインなどを参考にしましょう。

【推進指標】

指標	現状値 2021年（令和3年）	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
春日部市男女共同参画推進センターにおける事業参加者数	643人	4,900人	目標値は、コロナ禍以前の水準（2019年（令和元年）4,443人）から10%程度増加を目指します。

[コラム] アンコンシャス・バイアス

アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）とは、「無意識の偏ったモノの見方」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」などと表現されることもあります。

【アンコンシャス・バイアスの例】

- 性別、世代、学歴などで、相手を見ることがある
- “親が単身赴任中です”と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべる（母親は思い浮かばない）
- 「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある
- 男性から育児休暇や介護休暇の申請があると、「妻はどうしているのか？」と、とっさに思う
- 子育て中の女性に、転勤を伴う仕事の打診はしない方がいいと思う

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2－（1）家庭における男女共同参画の推進

【目的】

家族がともに協力して、家庭生活をおくれるようにする

【取組の方向性】

- 家事・育児・介護などを家族が共働して行えるよう、特に男性の家庭生活への参画を促進します。
- 男女が働きながら育児や介護が行えるよう、多様な子育て支援、介護サービスを充実させます。



行政が取り組むこと

① 家庭での役割分担の見直し支援

No	取組	内容
26	男性のための家事支援講座の実施	男性の意識改革やスキルアップ、仲間づくりのため、男性を対象に家事支援講座を実施します。
27	子育て支援講座の実施	育児に関する知識や技術を学び不安を解消するため、両親学級や孫育て教室、離乳食教室を実施します。
28	親子料理教室の実施	保護者と子どもが一緒に参加し、交流できる機会をつくるため、親子料理教室を実施します。
29	家庭教育学級の実施	子育て家庭の相互交流・学習支援のため、家庭教育学級を実施します。
30	介護講座の実施 (男女共同参画推進センター)	男女がともに担う介護を学ぶため、介護講座を実施します。
31	介護予防講座の実施 (介護予防講演会・すまいるケア教室など)	高齢者が要支援・要介護状態にならないように、介護予防講演会や健康脳トレ塾、すまいるケア教室などの介護予防講座を実施します。



用 行政が取り組むこと

② 子育て・介護の社会的支援の充実

No	取組	内容
32	地域子育て支援拠点の運営	子育て中の孤独感、負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て家庭の親子の交流の場を設け、子育て経験者や保育士などが育児相談に応じます。
33	ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンターの運営	地域で子育てをサポートしていくことを目的に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員となり、会員同士の助け合いで子育て中の方を応援する制度を運営します。
34	保育所や放課後児童クラブの運営	保育ニーズを的確に把握しながら、必要な保育の受け皿の確保に努め、子育て支援の充実を図ります。
35	病児保育の実施	通常の外来で治療可能な病気にかかっている、保護者が就労等により家庭で保育を行うことができない場合、医師の診断のもと一時的な預かり保育を実施します。
36	子育てに関する相談の実施	子どもの教育や養育に関する問題について、家庭児童相談を実施します。
37	障害福祉サービスの利用支援	障害の程度や個々の状態及び相談に応じて、ホームヘルプサービスなどの各種障害福祉サービスを提供します。
38	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施	重度者をはじめとし要介護認定者の在宅生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を進めます。



みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- ・家事や育児、介護は男女がともに責任を担いましょう。
- ・子育てや介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に利用しましょう。



- ・お互いが納得のいく家事分担を話し合いましょう。

事業者の取組例

- ・ワーク・ライフ・バランス※などに関する研修や講座等を行い、推進する環境をつくりましょう。



- ・ワーク・ライフ・バランス認定企業の取組を参考にしましょう。

【推進指標】

指標	現状値 2021年（令和3年）	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
家庭での役割分担（家事）の満足度	62.1%	70.0%以上	男女共同参画に関する市民意識調査で「満足」「ある程度満足」と答えた人の割合です。目標値は、現状より10%程度増加を目指します。
保育所待機児童数	3人	0人	年度当初の待機児童数です。目標値は、0人を目指します。

〔コラム〕産後パパ育休（出生時育児休業）

改正育児・介護休業法により、「産後パパ育休（出生時育児休業）」が2022年（令和4年）10月1日から施行されました。

「産後パパ育休（出生時育児休業）」は通常の育児休業とは別の制度で、父親が子の出生後8週間以内に4週間までの休暇を取得することができます。なお、申し出により分割して2回取得することもできます。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2-（2）働く場における男女共同参画の推進

【目的】

市民が自分らしい働き方ができるようにする

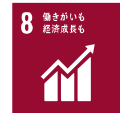
【取組の方向性】

- 仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるよう、両立支援策を推進します。
- 女性が自らの意思によって職業生活を営めるよう、女性のキャリア形成を支援します。
- 男女がともに仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、働きやすく、必要ときに休みがとれる職場環境づくりを推進します。
- セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのない職場環境づくりを推進します。

行政が取り組むこと

① 仕事と家庭生活・地域活動の両立支援

No	取組	内容
39	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・情報提供の実施	仕事と生活の調和について、国・県と連携し講座を開催し、啓発資料を窓口で配布するなど情報提供を行います。
40	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・情報提供の実施（男女共同参画推進センター）	育児休業・介護休業の取得促進を含め、仕事と家庭生活・地域活動の両立に資するため、講座や情報提供を実施します。
41	両立支援に関する相談の実施	仕事と家庭生活・地域活動を両立させることができるよう、相談を実施します。
42	市役所におけるワーク・ライフ・バランス推進月間の実施	ワーク・ライフ・バランス推進月間を実施し、職場環境・働き方の見直しについての意識付けを行い、時間外勤務の抑制を図ります。
43	市男性職員の育児休業促進に向けた職場環境づくり	市男性職員が育児休業を取得しやすくなるよう、制度の周知と職場の環境づくりの意識啓発を図ります。



行政が取り組むこと

② 女性の就業・起業・キャリア形成支援

No	取組	内容
44	講座情報の提供	女性の就業・起業・キャリア形成に関する、国や県の講座について情報提供を行います。
45	仕事（就労・職場）に関する相談窓口の周知	自分らしい働き方ができるよう、仕事（就労・職場）に関する支援を行っている相談窓口を周知します。
46	女性のための講座の実施	自分らしい働き方ができるよう、仕事に関する講座を実施します。
47	農業に従事する女性への支援	農業経営に関する知識や技能を習得するための研修などへの支援をすると共に、認定農業者の家族経営協定制度を活用し、女性が参加しやすい環境を推進します。
48	高等職業訓練促進給付・自立支援教育訓練給付の実施	ひとり親家庭の経済的な自立の促進を図るため、職業能力の開発などを支援します。

③ 働きやすい職場環境づくり

No	取組	内容
49	市役所内の職場環境向上の取組	職場環境アンケートを実施し、職場環境の現状を把握することで、より働きやすい職場に改善します。
50	消防署内の職場環境向上の取組	女性消防吏員が、交代制勤務である消防隊などの業務を継続するための環境整備・修繕を行うことで、全ての消防吏員が働きやすい職場づくりを推進します。
51	市役所内のDX※の推進	AI・RPA※の活用や庁内ペーパーレス化などをすすめ、市職員の業務改善・効率化に取り組めます。

④ 各種ハラスメントの防止

No	取組	内容
52	各種ハラスメント防止に関する情報提供	各種ハラスメントを防止するため、啓発資料を窓口で配布するなど情報提供を行います。
53	市民相談の実施（市民相談室）	日常生活の困りごとなどの相談窓口を開設し、相談内容により、各種専門相談等の案内や情報提供を行います。
54	市職員へのハラスメント防止研修の実施	各種ハラスメントを防止するため、研修などにより市職員の注意を喚起します。
55	市職員へのハラスメント防止の取組（消防署）	各種ハラスメントを防止するため、定期的に検討、状況報告等が可能な機会を設定します。
56	市職員への相談体制の充実	ハラスメント相談窓口を設置し、市職員がいつでも、安心してハラスメントに関する相談ができる体制を整備します。

※DX：Digitalと変革を意味するTransformationにより作られた造語で、様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化されたりすることで、その結果デジタル技術が社会に浸透し、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

※RPA：Robotics Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。



市民の取組例

- 各種両立支援制度を活用しましょう。
- 性別や年齢、経験の有無などにかかわらず、自らの能力を高め、やりたいことにチャレンジする気持ちをもちましょう。



- 両立支援に関するハンドブック等を活用しましょう。
- 埼玉県女性キャリアセンターなどの専門機関を活用しましょう。

事業者の取組例

- 介護や子育てを行う従業員を支援する制度（事業内保育施設の設置、支援制度等の導入、介護・育児休暇の見直し等）の推進と働きやすい環境づくりに努めましょう。



- 国の両立支援等助成金などを活用しましょう。
- 「埼玉版 働き方改革ポータルサイト」では、埼玉県が企業の取組をサポートしています。

【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
職場での男女の地位の平等感	26.5% 2021年（令和3年）	30.0%以上	男女共同参画に関する市民意識調査で「平等」と答えた人の割合です。目標値は、現状より10%程度増加を目指します。
市男性職員の育児休業取得率	11.9% 2019年（令和元年）	30.0%以上	目標値は、春日部市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に基づき30%以上を目指します。

[コラム] 様々なハラスメントについて

ハラスメントは言動や行動によって他者に不利益を与えたり不愉快にさせたりすることで、様々な種類があります。職場の上下関係を悪用したパワー・ハラスメント、相手の意に反した性的な性質の言動や身体への不必要な接触といったセクシュアル・ハラスメントのほか、妊婦に対する不当な取り扱いを指すマタニティ・ハラスメントなどがあります。

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2－(3) 地域における男女共同参画の推進

【目的】

市民が地域活動に参画できるようにする

【取組の方向性】

- 地域活動にだれもが参画しやすくなるように情報提供の仕方を工夫します。
- 女性がリーダーとして参画できるように人材育成を図ります。
- 地域活動団体が持続可能な活動ができるよう支援します。



行政が取り組むこと

① だれもが参画する地域活動の推進

No	取組	内容
57	市長への提言の実施	よりよいまちづくりのために、市長あてに市政に対する提案や意見などを提言する制度を推進します。
58	市民参加の推進	市民が主体的にまちづくりにかかわれるよう、市民意見提出手続（パブリックコメント）や意見交換会や各種委員の公募など、市民参加手続の機会を拡充します。
59	市民活動情報の提供	だれもが地域での活動を知ることができるよう、市民活動センターなどで活動団体についての情報提供を行います。
60	地域コミュニティに関する情報の提供 （自治会・コミュニティ推進協議会など）	だれもが地域コミュニティ活動に参加できるよう、情報提供を行います。
61	ボランティア情報の提供	だれもが生きがいを持って暮らし、地域でのボランティア活動に参加できるよう、ボランティア団体などの情報提供を行います。
62	男性のための講座の実施	男性が生き方を見直し、地域活動へ参加できるようにするため、男性のための講座を実施します。
63	ふれあい大学・ふれあい大学院の実施、春日部市いきいきクラブ連合会の支援	高齢になってもだれもが生きがいを持って暮らしていけるように、生涯学習や地域活動をはじめとする様々な活動の場を提供します。

 行政が取り組むこと

② 地域活動団体での女性のリーダー参画促進

No	取組	内容
64	女性の参画を意識した防災講座の実施	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を促進します。
65	環境学習講師養成講座の実施	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を促進します。
66	女性リーダー育成のための講座実施	女性がリーダーとなることが少ない分野において女性が積極的に参画できるよう、女性のための講座を実施します。
67	生涯学習人材情報への登録と活用	生涯学習推進のための講師や、サークル活動の指導者として活躍している様々な分野の人材を募集・登録し、男女共同参画推進のための事業などに活用します。
68	人材や団体情報の蓄積	男女共同参画をけん引する人材や団体の情報を蓄積し、新たに活動したい人や団体とのマッチングを行います。

③ 地域活動団体への支援

No	取組	内容
69	登録団体への支援 (男女共同参画推進センター)	地域活動団体の支援を行うため、春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」において登録団体の集いや団体への情報提供などを行います。
70	登録団体への支援 (市民活動センター)	地域活動団体の支援を行うため、市民活動センターにおいて登録団体の集いや団体への情報提供などを行います。
71	利用者団体への支援 (公民館)	地域活動団体の支援を行うため、公民館において利用者団体代表者会議や公民館フェスティバルなどを開催します。

[コラム] 持続可能な地域づくり

人口減少、少子高齢化が進展する中で、地域を担ってきた自治会などの担い手の高齢化などにより、人材不足が指摘されています。そのため、地域の維持、活性化のためには、女性、若者などの参画を促していくことが求められています。

女性を含めた多様な人材が加わることで、多様化する課題をより柔軟に解決していくことができ、将来的に持続可能な地域づくりや地域全体の活性化、課題解決へとつながる基盤となります。

市民の取組例

- ワークショップや地域で行われる説明会などに参画し、地域について学びましょう。
- 自治会やPTAなどの地域活動の役員として、男女を問わず、積極的に参画しましょう。



- 広報かすかべや公民館だより、SNS※などをチェックしましょう。
- 公民館や市民活動センターなどに行くと、地域の情報が得られます。

事業者の取組例

- 従業員の地域活動やボランティア活動を支援しましょう。



- ボランティア休暇制度を導入し、従業員の地域貢献活動を奨励しましょう。

【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
地域活動への参加率	24.6% 2021年（令和3年）	30.0%以上	市民意識調査で「1年間に地域活動への参加経験がある」と答えた人の割合です。目標値は、現状より20%程度増加を目指します。
NPO※と協働で行われた事業数	85件 2021年（令和3年）	149件	目標値は、コロナ禍以前の水準（2019年（令和元年）124件）から20%程度増加を目指します。
自治会長の女性比率	4.0% 2022年（令和4年）	6.0%	目標値は、国の目標値を参考にしています。

※SNS：Social Networking Serviceの略語。インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。

※NPO：Non-Profit Organizationの略語。民間非営利組織と訳され、利潤を目的とせず、社会的な活動を行う組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2－（4）政策決定の場における男女共同参画の推進

【目的】

男女がバランスよく政策決定の場に参画できるようにする

【取組の方向性】

- 男女双方がバランスよく審議会等委員へ参画できるようにします。
- 市女性職員のキャリア形成に向けた意識改革を働きかけます。
- 政治分野における女性の参画拡大に向けた啓発などを行います。



行政が取り組むこと

① 審議会等委員への女性の参画拡大

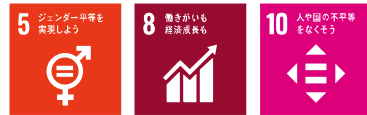
No	取組	内容
72	審議会等委員への女性の参画拡大の方針周知	審議会等委員への女性の参画拡大の方針を庁内各課へ周知します。
73	審議会等委員への女性の参画状況の把握	審議会等委員の女性比率を把握します。

② 市の政策決定における女性の参画拡大

No	取組	内容
74	市女性職員の管理職への登用	市女性職員を積極的に管理職へ登用していきます。
75	情報の提供、研修の機会の提供	市女性職員のキャリア形成に資する研修の実施や、情報提供を行い、キャリア形成に対する意識の向上を図ります。
76	プロジェクトチームなどへの参画の拡大	市女性職員の活躍及び多様な業務経験によるスキル向上の観点から、プロジェクトチームへの参加を推進します。

③ 政治分野における女性の参画拡大

No	取組	内容
77	実態の調査及び情報の収集など	政治分野における男女共同参画を推進するため、市議会と連携を図り、社会的障壁及び取組の状況について情報の収集などを行います。
78	啓発、研修の機会の提供	政治分野における男女共同参画に資するよう、市議会と連携を図り、議員や市民への啓発や研修などを行います。



みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- 様々な方針決定の場で男女双方の意見が反映されているかどうかに関心を持ちましょう。
- 審議会や議会などに興味をもち、傍聴しましょう。



- 審議会の会議開催のお知らせは、市公式ホームページで公開しています。開会前に直接会場へお越しください。
- 議会の開催日は市議会ホームページで公開しています。

事業者の取組例

- 審議会等委員の選出の際は、男女のバランスに配慮し、ポストや肩書にとらわれず、適切な人材を推薦するようにしましょう。
- 国が掲げた「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が30%程度」という目標の達成に向け、努力しましょう。

【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
審議会等委員の女性比率	30.3% 2022年（令和4年）3月	40.0%	目標値は、国の目標値である40%以上を目指します。
女性比率が30%～60%の審議会等の割合	41.4% 2022年（令和4年）3月	70.0%	目標値は、70%を目指します。
市管理職の女性比率	主幹級以上 11.8% (医療センター医療職及び消防除く) 2022年（令和4年）4月	主幹級以上 15.0%	目標値は、15%を目指します。

注）年度実績でないものについては、基準月を表示しています。

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3－(1) 困難な問題を抱える女性への支援

【目的】

だれ一人取り残さないやさしいまちにする

【取組の方向性】

- 制度の狭間にある困難な問題を抱える女性に対する支援を充実します。
- 関係団体と連携して支援を行います。



行政が取り組むこと

① 困難な問題を抱える女性への支援の充実

No	取組	内容
79	情報の提供、学習の機会の提供	困難な問題を抱える女性が不安や悩みを少しでも解消できるよう、情報の提供や学習の機会の提供を行います。
80	男女共同参画推進センターで行う相談の充実	困難な問題を抱える女性が不安や悩みを少しでも解消できるよう、相談を行います。
81	教職員への研修の実施	教職員服務研修会を実施します。

[コラム] 困難な問題を抱える女性への支援

厚生労働省が、2018年（平成30年）から2019年（令和元年）まで「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」で議論された内容をまとめたことを受け、超党派の議員立法として困難女性支援法が2022年（令和4年）5月に成立し、2024年（令和6年）4月1日に施行されます。

これまで貧困やDV、虐待などで居場所を失ったり、性犯罪に巻き込まれたりした女性への支援は、売春を行うおそれがある女性の保護更生を目的として1956年（昭和31年）に制定された売春防止法が根拠となっており、当事者に寄り添った支援が不十分との指摘が出ていました。

新法では、女性の補導処分や保護更生に関する売春防止法の規定の削除を盛り込み、暴力や貧困など様々な困難を抱える女性に対する公的支援のあり方を定めています。



行政が取り組むこと

② 関係機関との協働の推進

No	取組	内容
82	県が設置する女性相談支援センターなどとの連携	困難な問題を抱える女性が問題解決に向けて行動できるよう、各種支援窓口と連携して支援します。
83	市民活動団体への支援（情報提供、情報共有）	困難な問題を抱える女性の支援に資する情報について、市民活動団体へ情報提供などを行います。
84	市民活動団体との協働事業の実施	困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らせるよう、市民活動団体と協働して支援を行います。

みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- ・悩みを一人で抱え込まず、家族や友人、専門家、公的機関などに相談しましょう。
- ・周りに困っている人がいれば声をかけましょう。



- ・どこに相談してよいか分からない場合は、春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」の女性総合相談へ。
- ・内閣府の「女性応援ポータルサイト」にも様々な支援の情報が掲載されています。

事業者の取組例

- ・身近なところに気になる人がいた場合、相談窓口などを紹介できるようにしましょう。
- ・日常生活や社会生活において、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い現状を理解し、配慮しましょう。

【推進指標】

※困難女性支援法施行後に設定

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3－(2) 個人の様々な状況への配慮

【目的】

だれも孤立させないまちにする

【取組の方向性】

- 個人の様々な状況に適した支援策について、分かりやすい情報提供を行います。
- 関係団体が連携して包括的な支援を行います。

行政が取り組むこと

① 個人の様々な状況などへ配慮した支援の充実

No	取組	内容
85	生活困窮者への支援 (福祉総合窓口の設置)	生活困窮者をはじめとした様々な福祉課題を抱える方の相談を受け付け、自立や課題の解決に向けて生活しやすいように支援をします。
86	高齢者への支援 (高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進)	高齢者などが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、健康維持・介護予防の推進、生きがいづくりと社会参加の推進、介護サービスの充実などの施策を実施します。
87	障がい者への支援 (障害者計画・障害福祉計画の推進)	障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、各種施策を推進します。
88	ひとり親家庭などへの支援 (子ども・子育て支援事業計画の推進)	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、各種施策を推進します。
89	外国人への支援 (多文化共生の推進)	国籍などによる差別や偏見のない多文化共生の考え方に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

[コラム] 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や「地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力と強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

参考資料：厚生労働省資料



行政が取り組むこと

② 関係団体との協働の推進

No	取組	内容
90	福祉関係団体の活動支援 (生活困窮者支援)	民生委員・児童委員などの福祉団体やボランティア団体などが実施する、見守りや生活支援などの各種事業などを支援します。
91	市民活動団体との協働事業の実施 (ふれあい大学校友会)	ふれあい大学校友会とともに文化祭やグラウンド・ゴルフ大会を開催することなどにより、団体会員が交友関係や活動範囲を広げ、より充実した人生を送ることを支援します。
92	市民活動団体との協働事業の実施 (国際交流協会・外国人住民との相互理解)	外国人住民と市民との相互理解が深まるよう、市民活動団体と協働して日本語教室の開催や交流事業を実施します。
93	市民活動団体との協働事業の実施 (障がい者支援)	手話・点訳者講習会や障害者スポーツ大会などを通じて、各種市民活動団体などとの共同事業に取り組むほか、重層的支援体制整備事業に則り、包括的相談支援事業への参画を図ります。
94	市民活動団体などとの地域の 支え合いの体制づくり	地縁組織やボランティアなど多様な主体間による定期的な情報共有及び連携・協働による支え合いを推進するため「春日部支え合い会議」を開催します。

みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- ・周囲に気を配り、一人で悩んでいる人がいたら、声をかけたり、相談窓口を紹介しましょう。

事業者の取組例

- ・生活困難を抱えている従業員の状況を理解し、労働時間の配慮や休暇のとりやすい環境づくりに努めましょう。

【推進指標】

指標	現状値 2021年(令和3年)	目標値 2027年(令和9年)	指標の説明
住んでいる地域は安心して暮らせると思う人の割合	83.0%	85.0%以上	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合です。目標値は、85%以上を目指します。

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3－（3）健康を脅かす問題への対策

【目的】

市民が健康を実感できるまちにする

【取組の方向性】

- 市民が主体的にこころとからだの健康づくりに取り組める環境を整備します。
- 関係団体が連携して健康づくりに取り組みます。



行政が取り組むこと

① 健康を脅かす問題への対策の推進

No	取組	内容
95	食生活や運動習慣などに関する学習機会の提供 (両親学級など)	妊娠、分娩、産褥 ^{さんじょく} 及び育児に関する知識と技術の習得や、離乳食に関する正しい情報を提供し、育児不安の解消を図ります。
96	食生活や運動習慣などに関する学習機会の提供 (保育所)	健やかな成長や健康の保持増進のため、食への関心を高める給食を提供します。
97	食生活や運動習慣などに関する学習機会の提供 (保健センター)	健康の保持増進のための望ましい食事や運動などの生活習慣について、情報の提供や学習機会の充実を図ります。
98	メンタルヘルスに関する学習機会の提供	市民が心身ともに健康を保てるよう、メンタルヘルスに関する学習機会を提供します。 また、こころの健康の維持増進やストレスへの対処法などについて、情報提供を行います。
99	女性特有の健康問題に関する学習機会の提供	女性特有の健康問題に関する学習機会を提供します。
100	相談事業の実施 (乳幼児健康相談)	育児に関する各種相談に応じ、適切な保健指導を行います。
101	相談事業の実施 (健康相談)	心と身体の健康や悩みなどの相談に応じ、助言や情報提供などを行います。
102	相談事業の実施 (男女共同参画推進センター)	心身ともに健康を保てるよう、健康に関する各種相談に応じ、助言や情報提供などを行います。
103	相談事業の実施 (教育相談センター、さわやか相談室)	臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門家を配置し、相談体制を整えます。



行政が取り組むこと

② 関係団体との協働の推進

No	取組	内容
104	精神保健福祉連絡会の開催	関係機関の役割・相談の実態を把握し、情報を共有することで、質の高い連携を図ります。また、相談支援に関する勉強会を行い、相談技術の向上を図ります。
105	市民活動団体との協働事業の実施 (男女共同参画推進センターなど)	市民が心身ともに健康を保てるよう、市民活動団体と協働して健康を脅かす問題への対策を行います。
106	市民活動団体との協働事業の実施 (子育てサロン)	民生委員・児童委員協議会、主任児童委員連絡会との協働により、子育てに関する事業を実施します。
107	市民活動団体との協働事業の実施 (未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン)	関係機関との協働により、未成年の飲酒・喫煙防止及び健康被害について周知・啓発を実施します。

みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- ・ ライフスタイルや世代に応じたところとからだの健康づくりに向けた講座や講演会などに積極的に参加しましょう。
- ・ 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康の保持増進になる運動や活動を心掛けましょう。
- ・ 心身に関する悩みは、医師や専門家に相談しましょう。

事業者の取組例

- ・ 健康経営※に取り組み、従業員の健康増進を図りましょう。

【推進指標】

指標	現状値 2021年(令和3年)	目標値 2027年(令和9年)	指標の説明
心身ともに健康だと感じている人の割合	72.3%	80.2%	目標値は、現状値より7.9ポイント増加を目指します。

※健康経営：従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員などへの健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上などの組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながるものと期待されている。健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つ。

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3－(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策

【目的】

市民が災害時でも安全に安心して避難できるまちにする

【取組の方向性】

- 自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画拡大により、避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対策を行います。
- 関係団体と連携して、災害時に住民同士が助け合って避難できる仕組みを作ります。



行政が取り組むこと

① 男女共同参画の視点に立った防災対策

No	取組	内容
108	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策マニュアルの作成・周知	女性や子ども、高齢者、障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した地域防災計画の策定やマニュアルの整備を行います。
109	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策に関する学習機会の提供	市民が男女共同参画の視点に立った防災対策ができるよう、学習機会の提供を行います。
110	自主防災組織への女性の参画促進	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を促進します。
111	消防団員への女性の参画促進	女性の視点を取り入れるため、女性消防団員の入団を促進します。

② 関係団体との協働の推進

No	取組	内容
112	自主防災組織との協働事業の実施	災害時の避難所運営において、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した対応を行います。
113	市民活動団体との協働事業の実施	市民が男女共同参画の視点に立った防災対策ができるよう、市民活動団体と協働して防災対策を学ぶ機会を提供します。
114	男女共同参画推進センターのネットワークへの参加	災害時の男女共同参画推進センター間の相互支援体制を構築するため、全国女性会館協議会が運営する相互支援システムに参加します。

 みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- ・防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ・消防団や自主防災組織に関心を持ちましょう。

事業者の取組例

- ・男女共同参画の視点を踏まえた防災対策マニュアルを作成しましょう。
- ・地域の防災訓練などに積極的に協力しましょう。

【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
防災会議の女性比率	9.1% 2022年（令和4年）3月	15.0%	目標値は、国の段階的目標値である15%を目指します。
年に1回以上防災訓練を実施する自主防災組織の割合	98.4% 2021年（令和3年）	100%	目標値は、全195自主防災組織において防災訓練を実施することを目指します。
消防吏員の女性比率	3.9% 2021年（令和3年）4月	5.0%	目標値は、国の段階的目標値である5%を目指します。
消防団員の女性比率	8.3% 2022年（令和4年）	10.0%	目標値は、国の段階的目標値である10%を目指します。

注）年度実績でないものについては、基準月を表示しています。

[コラム] 男女共同参画に配慮した防災対策について

2020年（令和2年）5月に、内閣府から「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示されました。

このガイドラインには、地方公共団体や自主防災組織等が、平常時の災害への備えから災害発生時に至るまで、男女共同参画の視点から取り組むべき事項が記載されています。



目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

施策4－(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止及び被害者支援

【目的】

DVを防止できるまちにする

【取組の方向性】

- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを啓発します。
- DV被害者への相談支援体制を充実させます。
- 関係機関が連携して被害者の救済や自立支援を強化します。



行政が取り組むこと

① ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発

No	取組	内容
115	啓発の実施	市が作成したリーフレットの配布や、その他の機会を活用した啓発ポスターなどの掲示を実施します。
116	講座やパネル展示の実施	配偶者などからの暴力防止と根絶に資するため、講座やパネル展示を実施します。
117	市職員向け研修の実施	市職員が二次的被害を防止しつつ適切な対応ができるようにするため、研修を実施します。

② 相談支援体制の充実

No	取組	内容
118	(仮称) 配偶者暴力相談支援センターの設置	DV被害者への相談・保護、自立支援をワンストップで行えるよう、(仮称) 配偶者暴力相談支援センターを設置します。
119	相談窓口の周知	DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で支援や助言を受けることができるよう、相談窓口の周知を行います。
120	相談体制の充実	DV被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、相談機会の拡充や相談しやすい環境の整備を行います。
121	相談員、相談担当職員への研修の実施	DV被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、相談員や相談担当職員への研修を実施します。
122	緊急避難、一時保護の実施	DV被害者の安全確保を図るため、緊急避難や一時保護施設などへの保護を行います。



行政が取り組むこと

③ 関係機関との連携強化

No	取	内容
123	春日部市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議の開催	DV被害者へ適切な支援ができるよう、春日部市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議や研究会を開催します。
124	関係機関やNPOなどとの連携を強化	DV被害者へ適切な支援ができるよう、関係機関やNPOなどとの連携を強化します。

みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- ・DVについて正しい認識をもちましょう。
- ・悩みを一人で抱え込まず、家族や友人、専門家、公的機関などに相談しましょう。



- ・春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」や内閣府の「DV相談プラス十」などの相談窓口を活用しましょう。
- ・緊急時は迷わず110番をしましょう。

事業者の取組例

- ・DVに関する認識を深め、従業員や顧客に被害が疑われる場合は相談窓口などを紹介できるようにしましょう。

【推進指標】

指標	現状値 2021年（令和3年）	目標値 2027年（令和9）	指標の説明
暴力を受けた場合、どこにも相談しないと考える人の割合	11.2%	10.0%以下	男女共同参画に関する市民意識調査で「相談しない・できない」と答えた人の割合です。目標値は、10%以下を目指します。
パートナーからの言動が、どんな場合でも暴力と思う人の割合	「大声でどなる、ののしる」 44.7% 「細かく監視する」 47.7% 「生活費を渡さない」 67.6%	70.0%以上	男女共同参画に関する市民意識調査で「どんな場合でも暴力」と答えた人の割合です。目標値は、70%以上を目指します。

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

施策4－(2) 性犯罪・性暴力への対策

【目的】

性犯罪・性暴力を防止できるまちにする

【取組の方向性】

- 性犯罪・性暴力防止の教育、啓発を充実させます。
- 関係機関が連携して防犯対策を強化します。

☒ 行政が取り組むこと

① 性犯罪・性暴力防止に向けた啓発

No	取組	内容
125	小・中・義務教育学校への啓発	市内全ての小・中・義務教育学校に資料を配布し、性犯罪・性暴力に防止に向けた啓発を行います。
126	デートDV [*] 等防止の啓発	市内の高等学校や商業施設において、資料を配布し、デートDV等防止の啓発を行います。

② 関係機関との連携強化

No	取組	内容
127	地域の防犯力の向上と防犯意識の高揚	警察署や自主防犯団体、学校などとの連携を強化し、地域のパトロール活動や啓発活動を実施します。

[コラム] いつのまにか事件に巻き込まれている学生が増えています

SNSを利用した性被害、^{めいてい}酩酊状態での性的行為の強要等、学生生活、集団生活の中でいつのまにか事件に巻き込まれる学生が増えています。

「性的同意」とは、性的な行為や発言を行う前に、お互いが確認することです。

- ① 対等な関係であること（先輩・後輩、先生・生徒等の上下関係であっても、意思表示ができること）
- ② 自ら判断ができる状態であること（泥酔や^{めいてい}酩酊、恐怖や危険から選択肢が限られていないこと）
- ③ はっきりと言葉で確認できること（お互いの意思が確認できること）

これらのポイントがそろっていない状態では、同意がとれたとは言えません。被害者にも、加害者にも、傍観者にもならないよう、自分も他人もそれぞれの意思を尊重し、だれもが人権を守られている関係であるか普段から意識しましょう。

※デートDV：恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者などを除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVに含まれる。

 みんなで協働して取り組むこと

市民の取組例

- あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。
- 悩みを一人で抱え込まず、すぐに公的機関などに相談しましょう。



- 性暴力等犯罪被害者専用電話「アイリスホットライン」などを活用しましょう。

事業者の取組例

- 従業員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口などを紹介できるようにしましょう。



- 広報かすかべでは、毎月、相談窓口の紹介をしています。

【推進指標】

指標	現状値 2021年（令和3年）	目標値 2027年（令和9年）	指標の説明
人口千人当たりの 刑法犯認知件数	6.8件	6.1件	目標値は、地域と協働して現状値より10%程度減少を目指します。



計画推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 全庁的な施策の推進

本計画は、男女共同参画を総合的・一体的に進める計画であり、施策・取組も多岐にわたっています。男女共同参画推進主管課を中心に庁内各課との積極的な連携体制を整え、全庁的に施策を推進します。

計画に位置付けられる取組については、毎年度、取組の所管課において進捗状況と施策の効果などを検証するとともに、春日部市男女共同参画行政推進会議において現状と課題について情報共有を図り、さらなる計画の推進に努めます。

(2) 春日部市男女共同参画推進審議会の意見の反映

市長の諮問に応じ、春日部市男女共同参画推進審議会が男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査・審議した結果や施策の進捗状況に関する同審議会の意見を積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 市民や事業者及び関係機関などとの連携

地域全体で施策を推進するため、市民や事業者、関係機関との連携・協力が不可欠となっています。

市民や事業者の自主的な取組を促進するため、地域全体に向けて、広報かすかべなどにより計画についての周知を行うとともに、啓発資料の提供、出前講座の実施などを積極的に行います。

また、春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」を通じて、これまで男女共同参画にかかわる機会のなかった市民や活動団体に対しても情報発信強化や連携に向けた働きかけを行い、協働の取組を推進していきます。

さらに、本市だけでは対応が困難な課題がある場合には、市外のNPO団体や国や県の関係機関と緊密な連携を図るとともに、法制度の整備や環境整備など、国や県への働きかけを行います。

(4) 春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」 による男女共同参画の推進

男女共同参画推進拠点施設として設置している同センターにおいて、男女共同参画に関する情報の収集・提供や交流・学習機会の提供、各種相談などを実施し、その機能の充実を図ります。

また、同センターの管理・運営を担う指定管理者は、市と協働して男女共同参画社会実現のために取り組んでいきます。国や県、市の取組について積極的な広報活動を行い、幅広い市民の参画を促進していきます。

春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」

春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」は、平成11年12月に男女共同参画社会の実現のための活動拠点施設として開設しました。男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画できるようにするために、老若男女、あらゆる市民に対して必要な情報や学習の機会の提供や、男女共同参画に関する問題を継続して考え、問題解決に向かって自主的な活動ができるような支援を行っています。

【施設の主な機能】

- ①情報機能：ライブラリーやホームページ、SNSを通じての情報収集・提供
- ②相談機能：女性のための相談、男性のための相談
- ③学習機能：男女共同参画に関する各種セミナーや講演会の開催
- ④交流機能：団体間の交流やネットワークづくりの支援

所在地 春日部市緑町三丁目3番17号

開館時間 午前8時30分～午後9時30分
※休館日は年末年始のみ
(12月29日～翌年1月3日)

お問い合わせ 電話 048-731-3333
FAX 048-733-0071

「ハーモニー春日部」ホームページ

<https://www.harmonykasukabe.jp/index.html>

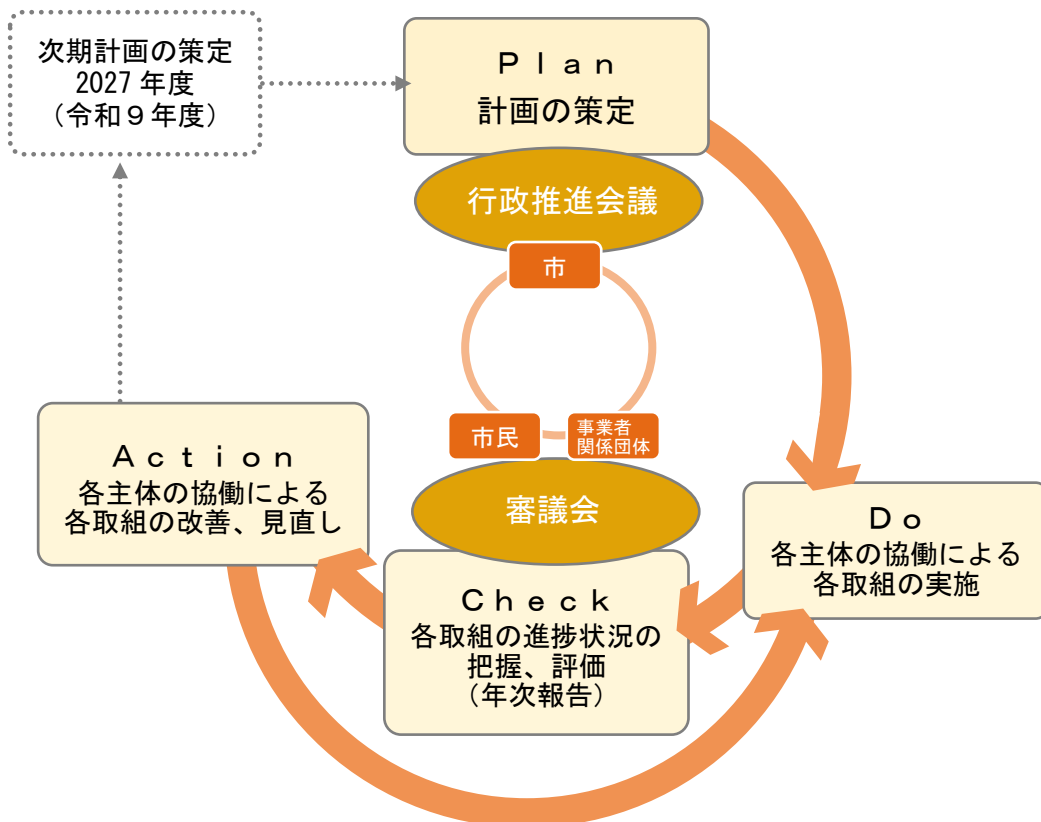


2 / 計画の進行管理

下図のとおり、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、各施策の進捗状況及び推進指標の達成状況について点検や評価を行い、施策の実施状況を年次報告として公表します。

また、社会情勢の変化などにより、取組内容や推進指標など変更が必要なものについては、柔軟に修正を行います。

さらに、計画の最終年度には、市民意識調査を実施するとともに、本計画期間中の評価を行い、次期計画の策定を行います。





資料編

1 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
2022年 (令和4年) 4月30日	市民ワークショップ (実施テーマ：一人ひとりの豊かな人生について考えよう)	グループワーク形式での意見交換 参加人数：13人
6月21日	第1回春日部市男女共同参画行政推進会議	第3次春日部市男女共同参画基本計画の骨子案及び目次案について
6月21日	第1回春日部市男女共同参画行政推進会議幹事会	第3次春日部市男女共同参画基本計画の骨子案及び目次案について
7月27日	第1回春日部市男女共同参画推進審議会	第3次春日部市男女共同参画基本計画の策定について
8月19日 ～ 9月9日	第2回春日部市男女共同参画行政推進会議幹事会（書面開催）	第3次春日部市男女共同参画基本計画体系表について
10月19日	第2回春日部市男女共同参画行政推進会議	第3次春日部市男女共同参画基本計画（案）について
10月27日	第3回春日部市男女共同参画行政推進会議幹事会	第3次春日部市男女共同参画基本計画（案）の構成及び推進指標について
11月16日	第2回春日部市男女共同参画推進審議会	第3次春日部市男女共同参画基本計画の策定について
11月16日	諮問	
12月27日 ～ 2023年 (令和5年) 1月25日	「かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）（案）」の市民意見提出手続	意見提出者数：2人 意見提出件数：16件
1月31日	第4回春日部市男女共同参画行政推進会議幹事会	かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）の策定について
2月6日	第3回春日部市男女共同参画行政推進会議	かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）の策定について
2月13日	第3回春日部市男女共同参画推進審議会	かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）の策定及び答申について
2月16日	答申	

2 / 諮問と答申

(1) 諮問

春市参発第693号

令和4年11月16日

春日部市男女共同参画推進審議会
会長 金子 和夫 様

春日部市長 岩谷 一弘

かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）（案）について（諮問）

春日部市男女共同参画推進審議会条例（平成17年10月1日条例第28号）第2条第1項の規定により、かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）（案）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

春男女審第11号
令和5年2月16日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市男女共同参画推進審議会
会 長 金 子 和 夫

かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）（案）について（答申）

令和4年11月16日付け春市参発第693号で諮問のあったかすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）（案）について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、ここにその旨を答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問されたかすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）（案）は、春日部市男女共同参画推進条例の6つの基本理念に基づき、第2次春日部市男女共同参画基本計画の取組を継承するとともに、性の多様性の尊重や女性活躍のさらなる推進、配偶者等からの暴力の防止、貧困やさまざまな暴力等で困難な問題を抱えている女性への支援等の課題に対応するための計画であります。

今後、5年間の男女共同参画に関する取組は行政が中心となり、市民や事業者、関係機関がそれぞれの役割を認識し、相互の連携や協働により推進してください。

なお、かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）の推進に当たっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。

かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）に基づく取組の推進に当たって

- 1 審議過程において出された意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれない。
- 2 計画に位置付けられる取組については、毎年度、施策の効果などを検証し、策定後の進行管理を適正に行うよう努められたい。
- 3 計画策定後も、時代の変化に対応するよう、取組内容や推進指標など柔軟に見直しを図られたい。
- 4 市民や事業者の自主的な取組を促進するため、あらゆる機会を捉えて男女共同参画に関する各種情報を積極的に発信するよう努められたい。



3 男女共同参画に関わる国内外の動向

	世界	日本	埼玉県	春日部市
1945 昭和20年	<ul style="list-style-type: none"> 国連憲章採択 	<ul style="list-style-type: none"> 衆院法改正（成年女子に参政権） 		
1946 昭和21年	<ul style="list-style-type: none"> 国連に婦人の地位委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され、女性国会議員39人誕生 		
1947 昭和22年		<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法施行 民法改正・家制度廃止 		
1948 昭和23年	<ul style="list-style-type: none"> 第3回国連総会で「世界人権宣言」採択 			
1967 昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> 第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 			
1972 昭和47年		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」制定 		
1975 昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国連婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部発足 総理府婦人問題担当室設置 「女子教職員等育児休業法」公布 		
1976 昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> 1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とする 	<ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正（離婚後の氏の選択の自由） 第1回日本婦人問題会議（労働省）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置 	
1977 昭和52年		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館が埼玉県嵐山町に開館 	<ul style="list-style-type: none"> 企画財政部に婦人問題企画室長設置 婦人問題庁内連絡会議設置 埼玉県婦人問題会議発足 	
1978 昭和53年			<ul style="list-style-type: none"> 第1回埼玉県婦人問題協議会開催 	
1979 昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> 第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 県民部に婦人問題企画室を設置 	

	世界	日本	埼玉県	春日部市
1980 昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（第2回世界女性会議）（コペンハーゲン） 「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正（配偶者の法定相続分が1/3から1/2に） 「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 婦人問題企画室を婦人対策課へ組織改正 婦人関係行政推進会議設置 	
1981 昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> 「ILO第156号条約（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）」採択（ILO総会） 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 母子及び寡婦福祉法改正 		
1982 昭和57年				<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 福祉部婦人児童課に婦人業務の窓口設置
1984 昭和59年		<ul style="list-style-type: none"> 国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ変更）（施行昭和61年） 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 「春日部市における婦人問題行動計画」策定 【旧庄和町】 企画財政課に婦人問題の窓口設置 「婦人問題に関する意識調査」実施
1985 昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（第3回世界女性会議）（ナイロビ） 「ナイロビ将来戦略」採択 NGOフォーラムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」改正（施行昭和61年） 「労働基準法」一部改正（施行昭和61年） 		
1986 昭和61年		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進有識者会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 青年婦人会館の開館 第1回婦人セミナー開催（以後毎年開催） 【旧庄和町】 福祉課に婦人問題の窓口移管
1987 昭和62年		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人対策課を婦人行政課に名称変更 	
1988 昭和63年		<ul style="list-style-type: none"> 「労働基準法」一部改正（労働時間の短縮） 		<ul style="list-style-type: none"> 【旧庄和町】 庄和町婦人問題委員会設置

	世界	日本	埼玉県	春日部市
1989 平成元年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 法例一部改正（婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等） 		<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 ■ 婦人問題懇談会設置 【旧庄和町】 ■ 「婦人問題に関する意識調査」実施
1990 平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） ■ 「ILO第171号条約（夜業に関する条約）」採択（ILO総会） 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定 ■ 埼玉県県民活動総合センター開館 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 ■ 「女性問題に関する市民意識調査」実施 【旧庄和町】 ■ 県と共催で講演会開催
1991 平成3年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ■ 「育児・介護休業法」成立（施行平成4年） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 婦人行政課を女性政策課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 ■ 情報誌「ハーモニー女と男」創刊 ■ 女性問題講演会の開催（毎年） 【旧庄和町】 ■ 「男女平等社会確立のための庄和町計画」策定 ■ 講演会開催
1992 平成4年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 初の婦人問題担当大臣設置 		<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 ■ 市民部市民生活課に女性係を設置 【旧庄和町】 ■ 講演会開催
1993 平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界人権会議開催（ウィーン） ■ 「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択（国連総会） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「パートタイム労働法」成立・施行 ■ 中学校での家庭科の男女必修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「埼玉女性の歩み」発行 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 ■ 「女性問題に関する春日部市職員の意識調査」実施 ■ 第二次春日部市男女行動計画策定連絡会議設置 【旧庄和町】 ■ 講演会開催

	世界	日本	埼玉県	春日部市
1995 平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第4回世界女性会議（北京） ■ 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 ■ 社会開発サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「育児・介護休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ■ 「ILO156号条約（家族的責任条約）」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 	<p>【旧春日部市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 女性問題懇談会から女性課への昇格、女性センター設置について意見書が提出される ■ 「第二次女性行動計画かすかべハーモニープラン」策定 ■ 「かすかべ女と男フォーラム」（以後毎年開催） <p>【旧庄和町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 秘書広報室に女性政策担当設置 ■ 男女共生推進委員会設置 ■ 「育児と介護に関するアンケート」実施 ■ フォーラム開催
1996 平成8年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画2000年プラン」策定 ■ 男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足 ■ 「優正保護法」改正（名称を「母体保護法」へ） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界女性みらい会議開催 ■ 「埼玉宣言」採択 	<p>【旧春日部市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 春日部市男女共同参画推進協議会設置 <p>【旧庄和町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画社会づくり懇話会設置 ■ 「男女平等社会確立のための庄和町計画」の見直し ■ フォーラム開催
1997 平成9年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女雇用機会均等法」改正（差別解消努力義務から差別禁止規定の制定。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応など）（一部を除き施行平成11年） ■ 「労働基準法」一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制の解消など）（施行平成11年） ■ 「育児・介護休業法」一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設など）（施行平成11年） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ■ 女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ■ 埼玉県女性センター（仮称）基本構想策定 	<p>【旧春日部市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企画財政部自治振興課女性政策係に組織改正 <p>【旧庄和町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「しょうわまち男女共同参画プラン」策定 ■ セミナー、フォーラム開催

	世界	日本	埼玉県	春日部市
1998 平成10年			<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県女性センター（仮称）基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧庄和町】 職員の旧姓使用制度の整備 セミナー開催 生涯学習課と共催で町民公開講座開催
1999 平成11年	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」成立・施行 「食料・農業・農村基本法」の成立・施行（女性の参画促進を規定） 児童売春・児童ポルノ禁止法成立 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県女性問題協議会で男女共同参画推進条例（仮称）答申 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 春日部市男女共同参画推進センター（ハーモニー春日部）開設 【旧庄和町】 女性人材リストを作成 セミナー開催 生涯学習課と共催で町民公開講座開催 女性のための電話相談開始
2000 平成12年	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議開催（ニューヨーク）」 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立・施行 男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 彩の国国際フォーラム2000開催 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画に関する苦情処理機関設置 訴訟支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 春日部市男女共同参画推進懇話会設置 【旧庄和町】 小中学校で男女混合名簿導入 男女共同参画フェスティバル開催 「男女共同参画に関する意識調査」実施
2001 平成13年		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府男女共同参画局設置（中央省庁等改革による） 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「女性に対する暴力をなくす運動」実施決定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性政策課を男女共同参画課に名称変更 男女共同参画課に「ドメスティック・バイオレンス担当グループ」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 「男女共同参画基本計画かすかべハーモニープラン」策定 春日部市男女共同参画推進審議会の設置 【旧庄和町】 男女共同参画プラン策定委員会設置 「しょうわまち男女共同参画プラン」の見直し 男女共同参画推進事業を住民団体に委託

	世界	日本	埼玉県	春日部市
2002 平成14年		<ul style="list-style-type: none"> ■ アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ■ 「育児・介護休業法」改正（仕事と家庭の両立支援策の充実） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ■ 埼玉県男女共同参画推進センター（愛称：With Youさいたま）開設 	<ul style="list-style-type: none"> 【旧庄和町】 ■ 「しょうわまち男女共同参画プラン」（第3次女性行動計画）策定 ■ 男女共同参画情報紙「Theばらんす」創刊
2003 平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女子差別撤廃委員会による日本レポート審議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「次世代育成支援対策推進法」成立 ■ 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援の推進について」成立 ■ 「少子化社会対策基本法」成立 ■ 女子差別撤廃条約実施状況第4・5回報告審議 ■ 「母子及び寡婦福祉法」等の改正 		<ul style="list-style-type: none"> 【旧春日部市】 ■ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議設置
2004 平成16年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「育児・介護休業法」一部改正（施行平成17年） ■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（同年施行） ■ 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大について」 ■ 「性同一性障害者特例法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性のチャレンジ支援事業」開始 	
2005 平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第49回国連婦人の地位委員会閣僚級会合「北京+10」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2次男女共同参画基本計画」策定 ■ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「さいたま輝き荻野吟子賞」創設 ■ 「埼玉県子育て応援行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【市町合併】
2006 平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女雇用機会均等法」一部改正（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止など（施行平成19年） ■ 東南アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ■ 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ■ 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「春日部市男女共同参画推進条例」制定（施行平成19年）

	世界	日本	埼玉県	春日部市
2007 平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（施行平成20年） ■ 「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「埼玉県男女共同参画推進プラン」策定 	
2008 平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第52回国連婦人の地位委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事と生活の調和元年 ■ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 ■ 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性キャリアセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「春日部市男女共同参画基本計画」策定
2009 平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ■ 第53回国連婦人の地位委員会開催 ■ 第1回女性に関するASEAN+3会合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女子差別撤廃委員会の総括所見公表 ■ 「育児・介護休業法」一部改正 ■ 男女共同参画シンボルマーク決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定 	
2010 平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第3次男女共同参画基本計画」策定 ■ 「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■ APEC第15回女性リーダーズネットワーク会合 ■ 第8回男女共同参画担当者ネットワーク会合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「春日部市男女共同参画基本計画」一部修正
2011 平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ■ UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足 ■ 国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント、委員会のコメント 			

	世界	日本	埼玉県	春日部市
2012 平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「改正育児・介護休業法」の全部施行 ■ 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 ■ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業労働部ウーマノミクス課設置 ■ 「平成24～28年度埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ■ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ■ 埼玉県男女共同参画推進センター（With Youさいたま）に配偶者暴力相談支援センター機能を付加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2013 平成25年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 ■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ■ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」一部改正 ■ 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「春日部市男女共同参画基本計画」見直し
2014 平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ■ 「日本再興戦略」改正 		
2015 平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連サミットで持続可能な開発のため（17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる） ■ 第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ■ 「第4次男女共同参画基本計画」策定 		

	世界	日本	埼玉県	春日部市
2016 平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第60回国連婦人の地位委員会開催 ■ 国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8回報告に対する最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」一部改正 ■ 女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ■ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ■ 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2017 平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第61回国連婦人の地位委員会開催 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29～33年度）」策定 ■ 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定 	
2018 平成30年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立・施行 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2次春日部市男女共同参画基本計画」策定
2019 令和元年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正 		
2020 令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第5次男女共同参画基本計画」策定 		
2021 令和3年				<ul style="list-style-type: none"> ■ 「春日部市男女共同参画に関する意識調査」実施
2022 令和4年		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 ■ 「ストーカー行為等の規則等に関する法律」一部改正 ■ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定 ■ 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」制定 	
2023 令和5年				<ul style="list-style-type: none"> ■ 「かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）」策定

4 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審

議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援

することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該

各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の

規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力

を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高

裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げ

るもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な

環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に

関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定

めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律

第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法

第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤

務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実

績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効

果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府

県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一

日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の

改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和三十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

8 埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年埼玉県条例第十二号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的

であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

9 春日部市男女共同参画推進条例

平成18年12月18日条例第57号

我が国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、さらに男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動しながら様々な施策を講じてきました。

春日部市は、誰もが平等で平和な生活を送ることができる社会実現のため、県下に先駆けて、男女共同参画を推進するための拠点施設を開設し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者等への暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだに多くの課題が存在しています。

春日部市が、埼玉県東部地域の中核都市として、また、将来にわたって豊かで活力あるまちとして発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。

私たちのまち「春日部市」は、市民一人ひとりの価値観や生活様式に照らし合わせ、豊かに生活でき、男女が社会の対等な構成員として自らの意思と責任により、あらゆる分野へ共同参画する社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに市の施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共同して責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (5) 配偶者等 配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を旨として行わなければならない。

- (1) 男女が性別によって差別されることがなく、あらゆる場で人類が共有する普遍的価値である人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。
- (2) 男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。
- (3) 配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を

害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。

(4) 社会における制度及び慣行が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。

(5) 男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6) 国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な外国人へ配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国及び県等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって男女が共同して参画できる体制を整備するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等への暴力その他の性別に起因する暴力及び性的いやがらせを行ってはならない。

(性別による権利侵害への対応)

第8条 市は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談の窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第9条 市は、配偶者等からの暴力の防止に努め、配偶者等からの暴力を受けた者に対し、関係機関と協力して支援するものとする。

(広報物への留意等)

第10条 市は、広報物を作成するに当たっては、その表現において基本理念に留意しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、広報物を基本理念に留意して作成するよう啓発しなければならない。

(教育及び学習)

第11条 市及び教育に携わる者は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場での教育及び学習の機会を確保し、男女における人権尊重並びに平等に関する教育及び学習を推進しなければならない。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社

会形成の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（推進体制）

第13条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

（苦情等への対応）

第15条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者からの苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

10 春日部市男女共同参画推進審議会条例

平成17年10月1日条例第28号

改正

平成19年3月20日条例第12号

平成22年12月17日条例第49号

平成25年3月14日条例第9号

(設置)

第1条 男女共同参画を推進するため、春日部市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成19年条例12号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、春日部市男女共同参画基本計画に関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要な事項について調査審議する。

2 審議会は、必要と認める事項について調査審議し、市長に建議することができる。

追加〔平成19年条例12号〕

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識及び経験を有する者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募に応じた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

5 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成19年条例12号・22年49号〕

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成19年条例12号〕

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成19年条例12号〕

(意見聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成19年条例12号〕

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民参加推進課において処理する。

一部改正〔平成19年条例12号・25年9号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

一部改正〔平成19年条例12号〕

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第49号)

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

11 春日部市男女共同参画推進審議会委員名簿

任期：2021年（令和3年）12月1日～2023年（令和5年）11月30日

学識経験者

		氏名	推薦・所属団体名等
1	会長	金子 和夫	ルーテル学院大学
2	副会長	井ノ口 和子	共栄大学

知識及び経験を有する者

		氏名	推薦・所属団体等
1		小川 和子	春日部市民生委員・児童委員協議会
2		森田 享二	越谷人権擁護委員協議会春日部支部

市内各種団体を代表する者

		氏名	推薦・所属団体等
1		宇井 つぎ子	春日部市ボランティア活動推進連絡会
2		新藤 るみ子 ※1	埼玉県助産師会春日部地区
3		関根 豊	春日部商工会議所
4		山崎 純平 ※2	春日部市PTA連合会

※1 任期：2022年（令和4年）6月25日～2023年（令和5年）11月30日

※2 任期：2022年（令和4年）6月16日～2023年（令和5年）11月30日

公募に応じた者

		氏名	推薦・所属団体等
1		高橋 良成	公募
2		森 由香	公募

委員合計10人（女性5人・男性5人） 敬称略

12 春日部市男女共同参画行政推進会議要綱

令和4年6月2日要綱第98号

(設置)

第1条 春日部市の男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するため、春日部市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る施策の調査研究に関すること。
- (3) その他推進会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 会長は、行政統括監をもって充てる。
- 3 副会長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に補助機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は市民生活部次長をもって充て、副幹事長は市民参加推進課長をもって充て、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第7条 会長、副会長、委員、幹事長、副幹事長及び幹事の任期は、その職にある期間とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部市民参加推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市男女共同参画行政推進会議要綱の廃止)

2 春日部市男女共同参画行政推進会議要綱(平成30年12月14日要綱第320号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

市長公室長 総合政策部長 財務部長 総務部長 福祉部長 こども未来部長 健康保険部長 環境経済部長 学校教育部学務指導担当部長 社会教育部長
--

別表第2(第6条関係)

防災対策課長 政策課長 シティセールス広報課長 財政課長 総務課長 人事課長 市政情報課長 市民課長 庄和総合支所長 生活支援課長 高齢者支援課長 障がい者支援課長 こども政策課長 こども相談課長 保育課長 健康課健康づくり担当課長 介護保険課長 国民健康保険課長 商工振興課長 農業振興課長 学務課長 指導課長、社会教育課長
--

か行	グローバル化	人や物、資本の移動が国境を越えて盛んになり、国と国、地域と地域との境界が小さくなっていくこと。
	健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されている。健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つ。
	困難な問題を抱える女性	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）のこと。
さ行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
	情報リテラシー	情報を主体的に利用する能力のこと。また、それを育成するための教育のこと。情報の利用には、情報の探索、評価、利用、発信といった一連のプロセスが含まれる。
	性と生殖に関する健康と権利	性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、1994年（平成6年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
た行	ダイバーシティ	多様性を表し、性別・国籍・人種・年齢など様々な違いを問わず多様な人材を認め、活用すること。
	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVに含まれる。

は行	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	パートナーシップ制度	性的少数者のカップルの二人が、その関係性を首長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会を目指すことを目的として各自治体が導入している制度。
	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	パートナーシップ制度によりパートナーシップ関係にある2人と一緒に家族として暮らしている子ども等がいる場合、その子ども等を含めて共同生活を行っていることを宣誓する制度。
	ハラスメント	嫌がらせやいじめ行為を指し、性的な内容の発言及び性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。
	ヘルス・リテラシー	健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって、日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり意思決定をしたりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができるもの。
ま行	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。
	メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力のこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。
A	AI	Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。
D	DX	Digital と変革を意味する Transformation により作られた造語で、様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化されたりすることで、その結果デジタル技術が社会に浸透し、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。
	DV	Domestic Violence の略語。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

I	I o T	Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタ等に限られていたが、近年ではさまざまなモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。
L	LGBT	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
N	NPO	NonProfit Organization の略語。民間非営利組織と訳され、利潤を目的とせず、社会的な活動を行う組織。特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受け、法人格を得た団体を NPO 法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。
R	RPA	Robotics Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
S	SDGs	2001 年（平成 13 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年（令和 12 年）までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。
	SNS	Social Networking Service の略語。インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。

かすかべハーモニープラン

(第3次春日部市男女共同参画基本計画)

発行 春日部市
〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地
TEL 048-736-1111
URL <https://www.city.kasukabe.lg.jp/>
発行年月 2023年(令和5年)3月

認め合い、響き合い、
だれもがともに活躍するまち

